



旭警察署生活安全ニュース 令和8年2月号

旭警察署生活安全課
045-361-0110(内線261)

⚡ 刑法犯の発生状況

令和8年1月末

	令和8年	令和7年	増減
特殊詐欺	0	6	-6
空き巣	4	0	+4
自動車盗	0	1	-1
オートバイ盗	8	3	+5
自転車盗	8	10	-2
不同意わいせつ	0	1	-1
強盗	1	0	+1
ひったくり	0	0	±0
器物損壊、忍込み等	58	54	+4
総件数	79	75	+4

🚫 特殊詐欺の発生状況 令和8年1月末

神奈川県内

	令和8年	令和7年	増減
件数	135	126	+9

令和8年 被害金額 約8億7500万円

旭区内

	令和8年	令和7年	増減
件数	0	6	-6

令和8年 被害金額 0円

非行少年の状況

令和8年1月末

犯罪少年検挙人数

	令和8年	令和7年	増減
件数	0	4	-4

不良行為少年補導人数

	令和8年	令和7年	増減
件数	118	156	-38

★ 旭警察署からのお知らせ

～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～

あさひ安全・安心かわら版に登録を!!

旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。

○ 右記の二次元コードから登録画面に移行できます。

○ 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。

○ 迷惑電話防止機能付き録音機を設置して特殊詐欺を防ぎましょう。

【申請画面QRコード】



みんなでつくろう！ 安全・安心の街 旭！

1月 中前兆電話入電地区一覧

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰1丁目	鶴ヶ峰2丁目	鶴ヶ峰本町1丁目	鶴ヶ峰本町2丁目	鶴ヶ峰本町3丁目	西川島町	中希望が丘
当月							1件	1件	
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件
場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川1丁目	二俣川2丁目	本宿町	本村町	中尾1丁目
当月			1件					1件	
累計	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件	0件
場所	中尾2丁目	中沢1丁目	中沢2丁目	中沢3丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根1丁目
当月									1件
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
場所	白根2丁目	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月	1件				1件		1件		
累計	1件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件
場所	中白根3丁目	中白根4丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根1丁目
当月			2件						
累計	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
場所	上白根2丁目	上白根3丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿1丁目	今宿2丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台1丁目	若葉台2丁目	若葉台3丁目	若葉台4丁目	金が谷
当月						1件			
累計	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件
場所	金が谷1丁目	金が谷2丁目	笹野台1丁目	笹野台2丁目	笹野台3丁目	笹野台4丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月			1件						
累計	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

特殊詐欺発生件数(1月)

発生件数0件

オレオレ詐欺急増中！

電話で

お金の話はヤキ！

その向、本当に息子か娘！？

県内では、息子や孫をかたって

「会社の書類を間違えて送った」

「会社のカバンを無くした」

と言い、損失補填名目で現金を要求する

「オレオレ詐欺」が急増しています。



どうすれば詐欺を防げる？



固定電話対策で、犯人からの電話をブロック！

① 常時、留守番電話に設定する！

② 迷惑電話防止機能付き電話機を設置！



犯人からの電話に出ないことが、被害防止への第一歩！

神奈川県警察



旭警察署交通ニュース 令和8年2月号



◎1月末の事故状況前年対比

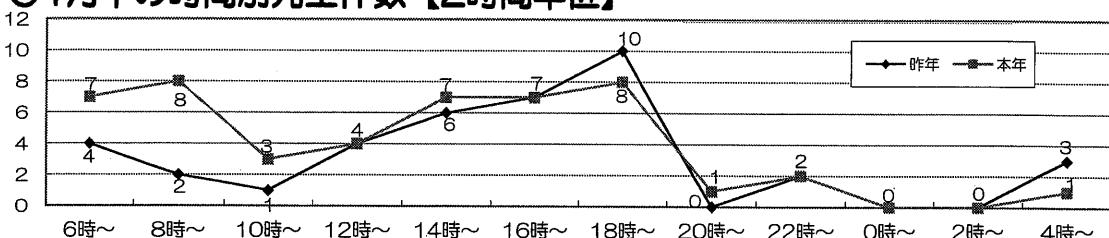
	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2026年	48	0	2	52	54
2025年	39	0	1	43	44
前年比	+9	±0	+1	+9	+10

2026年月別
事故発生件数
1月
48

順位	都道府県別 交通事故死 ワースト順位(1月末)
1位	千葉・大阪(15)
3位	茨城・神奈川(14)

◎1月中の時間別発生件数【2時間単位】

※データはすべて速報値です



◎1月中の事故類型別件数

事故類型		2025			2026		
		数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数
人対車両	横断歩道横断中	2	0	2	7	0	7
	その他	6	0	6	7	0	9
車両相互	すれ違い時	0	0	0	1	0	1
	出会い頭	2	0	2	3	0	3
	右折時 その他	2	0	5	6	0	6
	右折時 右折直進	6	0	6	1	0	1
	左折時	2	0	2	2	0	3
	正面衝突	1	0	1	2	0	2
	車両相互その他	7	0	7	10	0	13
	追突	5	0	7	8	0	8
車両単独	車両単独	6	0	6	1	0	1
	列車	0	0	0	0	0	0
合計		39	0	44	48	0	54

令和8年4月1日から 自転車の違反に青切符導入

取締りの
対象年齢は
16歳から

自転車等に対する交通反則通行制度(『青切符』による取締りを行う反則金制度)が適用に

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(青切符)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

例えばこんな違反行為をすると…

一時不停止



反則金
5,000円

赤信号無視



反則金
6,000円



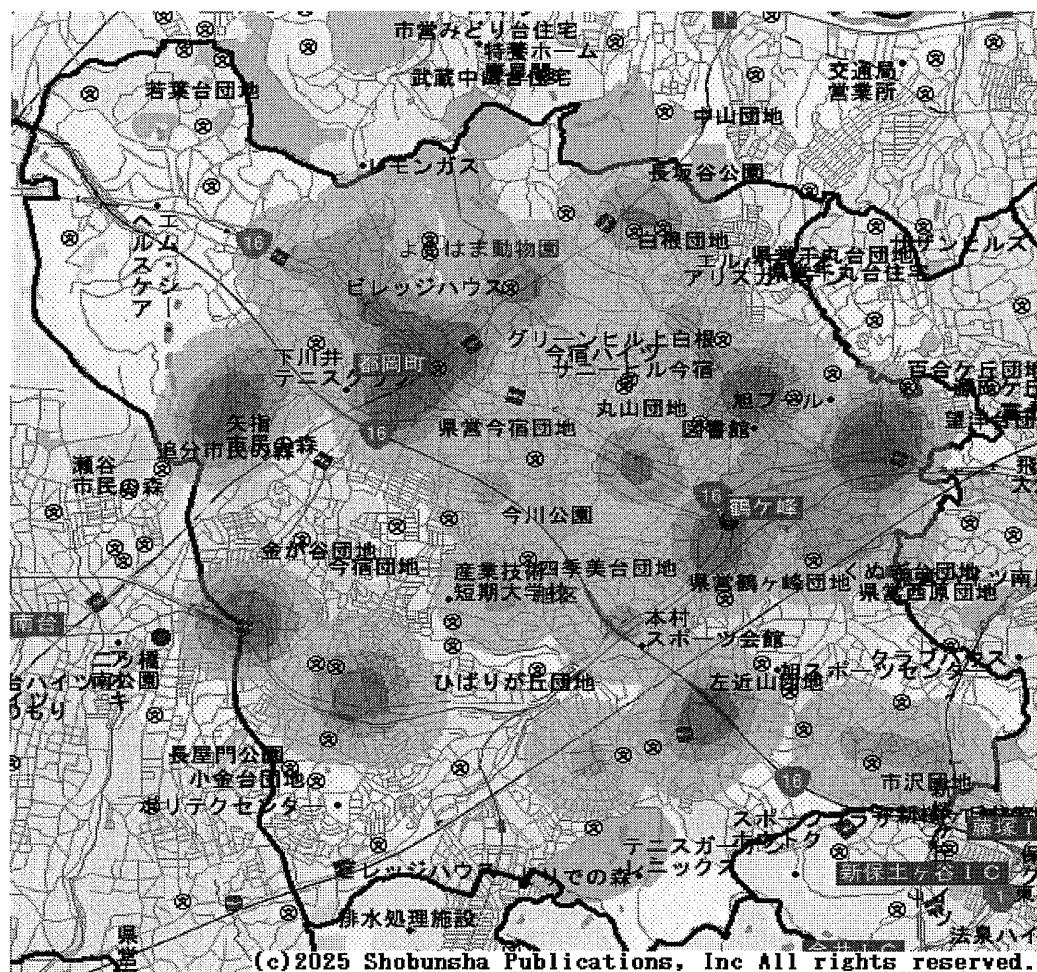
携帯電話使用 (保持)



反則金
12,000円

◎旭警察署管内 町内会別

令和8年1月末現在



(c) 2025 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	0	0	0	0	0	0
鶴ヶ峰	6	0	1	1	0	3
白根	7	+7	1	0	0	4
旭北	2	-1	1	1	0	1
上白根	4	+2	2	1	0	1
今宿	1	-2	0	0	0	0
川井	14	+9	9	2	1	3
若葉台	0	-1	0	0	0	0
笛野台	0	0	0	0	0	0
希望が丘	0	0	0	0	0	0
希望が丘東	6	+5	2	0	1	1
希望が丘南	0	-1	0	0	0	0
さちが丘	0	-2	0	0	0	0
万騎が原	1	0	0	1	0	0
二俣川	2	-2	0	0	0	1
二俣川ニュータウン	0	0	0	0	0	0
旭中央	2	+2	0	0	0	1
旭南部	1	-1	0	0	1	0
左近山	0	0	0	0	0	0
市沢	2	-6	2	0	1	0
総 計	48	9	18	6	4	15

(注)

* 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、
それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

旭区内火災発生状況（1月中：3件）

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
1月21日	上川井町	空地	枯草15m ² 及び雑物を各焼損	調査中
1月25日	市沢町	専用住宅	2階壁体内1m ² 、ベランダ外壁2m ² 、同床1m ² 及び雑物若干各焼損	調査中
1月29日	今宿東町	公園	落葉20m ² 、ベンチの一部各焼損	たばこ

各年1月1日から1月31日まで

	項目	旭区内			横浜市内		
		区分／年数	令和8年	令和7年	増△減	令和8年	令和7年
火災状況	火災件数(件)	3	4	△ 1	73	87	△ 14
	焼損床面積(m ²)	0	34	△ 34	287	1,081	△ 794
	死者(人)	0	0	0	0	3	△ 3
	負傷者(人)	0	0	0	7	16	△ 9
救急状況	救急件数(件)	1,445	1,495	△ 50	21,889	23,121	△ 1232
	1日当たりの出場件数(件)	46.6	48.2	△ 2	706.1	745.8	△ 40

(備考)令和8年の数値は速報値であり、確定値ではありません。


**令和7年中
旭区内火災原因及び救急出場種別一覧**


令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

火災原因(45件)

放火 (放火の疑いを含む)	7件	たばこ	5件	ガステーブル (都市ガス・プロパンガス)	4件
リチウム電池	3件	電気機器	3件	カセットコンロ	2件
ガストーチバーナー	2件	充電器	2件	その他(不明含む)	17件

救急出場件数(15,823件)

救急種別	件 数	構成比率
急 病	10,967	69.3%
一 般 負 傷	3,044	19.2%
交 通 事 故	601	3.8%
そ の 他	1,211	7.7%

令和8年町丁別火災発生状況

令和8年1月1日から令和8年1月31日まで

署所別	町丁別	小計	火災種別				
			建物	車両	林野	その他	
本署	川島町						
	白根町						
	白根一丁目						
	白根二丁目						
	白根三丁目						
	白根四丁目						
	白根五丁目						
	白根六丁目						
	白根七丁目						
	白根八丁目						
	中白根一丁目						
	中白根二丁目						
	中白根三丁目						
	中白根四丁目						
	鶴ヶ峰一丁目						
	鶴ヶ峰二丁目						
	鶴ヶ峰本町一丁目						
	鶴ヶ峰本町二丁目						
	鶴ヶ峰本町三丁目						
1件	西川島町						
	本村町						
	四季美台						
	今川町						
	今宿東町	1				1	
	今宿西町						
さちが丘	今宿南町						
	さちが丘						
	東希望が丘						
	中希望が丘						
	南希望が丘						
	二俣川1丁目						
都岡	善部町						
	川井本町						
	川井宿町						
	下川井町						
	都岡町						
	上白根町						
0件	上白根一丁目						
	上白根二丁目						
	上白根三丁目						

署所別	町丁別	小計	火災種別				
			建物	車両	林野	その他	
南本宿	本宿町						
	南本宿町						
	二俣川2丁目						
	桐が作						
	左近山						
	万騎が原						
	大池町						
	柏町						
若葉台	上川井町	1					1
	若葉台一丁目						
	若葉台二丁目						
	若葉台三丁目						
	若葉台四丁目						
市沢	市沢町	1	1				
	三反田町						
	小高町						
今宿	金が谷						
	金が谷一丁目						
	金が谷二丁目						
	今宿町						
	今宿一丁目						
	今宿二丁目						
	笹野台一丁目						
	笹野台二丁目						
	笹野台三丁目						
	笹野台四丁目						
	中沢一丁目						
	中沢二丁目						
0件	中沢三丁目						
	中尾一丁目						
	中尾二丁目						
	矢指町						

合計	3	件	建物	車両	林野	その他
	1	0	0	2		

* 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会		
白根地区町内会自治会連合会		
旭北地区連合自治会		
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会		
川井地区町内会自治会連合会	1	1
若葉台連合自治会		
笹野台地区連合自治会		
希望が丘連合自治会		
希望が丘東地区連合自治会		
自治会・町内会	月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会		
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		
旭南部地区連合自治会		
左近山連合自治会		
市沢地区連合町内会	1	1
地区連合未加入・高速道路等	1	1
合 計	3	3

【お問合せ先】旭消防署総務・予防課 電話・FAX:951-0119

区連会 資料 1－3

令和8年2月18日

旭区自治会・町内会長 各位

横浜市旭消防署長

令和8年「春の火災予防運動」ポスターの掲出について(御依頼)

1 趣旨

旭消防署では、火災予防思想の普及を図ることにより、火災の発生を防止することを目的に、全国一斉に併せて「春の火災予防運動」を実施します。

つきましては、春の火災予防運動のポスターを2月の自治だよりで配布いたしますので、掲示板の掲出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】掲示板へのポスター掲出をお願いします。 (配布数：1部)

3 春の火災予防運動期間

令和8年3月1日（日）から3月7日（土）まで

4 提出期間

令和8年2月下旬から「春の火災予防運動」終了まで

5 2025年度全国統一防火標語

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

6 ズーラシアでのイベント開催

令和8年3月7日（土）9時30分から16時30分

場所：よこはま動物園ズーラシア ころころ広場

実施内容：消防車見学、起震車体験、消火器体験、こども防火衣着装体験

7 その他

地域における防災指導・消防訓練の実施につきましては旭消防署 総務・予防課又は各消防出張所へ御相談ください。

旭消防署 総務・予防課	951-0119	都岡消防出張所	952-0119
さちが丘消防出張所	367-0119	若葉台消防出張所	921-0119
南本宿消防出張所	353-0119	今宿消防出張所	366-0119
市沢消防出張所	381-0119		

(問合せ先)

旭消防署総務・予防課
藤井、辻
電話・FAX 951-0119 内線 31

春の

3月1日(日)
から
3月7日(土)

火災予防運動

実施中

ズーラシアでイベント開催します！

日時：令和8年3月7日(土)

9時30分～16時30分



場所：よこはま動物園ズーラシア ころころ広場

消防車見学、起震車体験、消火器体験、防火衣着装

※雨天は中止します。

☎:045-951-0119

(旭消防署総務・予防課予防係)



旭消防署・旭消防団・旭火災予防協会

写真提供：公益財団法人横浜市緑の協会よこはま動物園ズーラシア

区連会 資料 2-1

市連会 2月定例会説明資料
令和 8 年 2 月 12 日
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
G R E E N × E X P O 推進課

GREEN×EXPO 2027 におけるボランティアについて【情報提供】

1 趣旨

GREEN×EXPO 2027 ボランティア募集の第2弾となる「植物管理ボランティア(約2,000人)」及び「運営ボランティア(約10,000人)」の募集が開始されましたのでお知らせします。

なお、横浜市出展エリアで活動いただくボランティアについては、2026年7月頃から募集を開始する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長宛てに資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 募集概要

	植物管理ボランティア(約2,000人)	運営ボランティア(約10,000人)
活動内容	花壇を美しく保つため、花がらの摘み取りや除草などの管理のサポート	会場内外での案内など運営のサポート
応募要件	・2027年4月2日時点で満15歳以上の方(中学生を除く) ・8日以上活動していただける方(2種類応募する場合16日以上)	
活動期間	2027年3月19日(金)～9月26日(日)	
活動時間	1日当たり4時間程度を想定	
募集締切	2026年4月30日(木)17時まで	
応募方法	ウェブサイト(インターネット)からご応募ください。 「GREEN×EXPO 2027 公式サイトボランティアページ」 https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/volunteer/	
問合せ先	GREEN×EXPO 2027 ボランティア問い合わせセンター TEL: 0120-878-950 (受付時間: 9:00~17:30 ※毎週水曜日休み)	

※ 募集相談会(参加は任意)について

2026年3～4月に、募集相談会(募集概要の説明と個別相談)を横浜市内等で10回程度、開催する予定です。詳細は、GREEN×EXPO 2027 公式サイトボランティアページで順次発表します。

裏面あり

【参考】リーフレットの主な配布先

公園愛護会、環境事業推進委員、ハマロード・サポーター、水辺愛護会等

【参考】横浜市民の皆様にご参加いただけるボランティア

種類	活動内容	活動場所	募集期間	募集主体
	①花・緑ガイド 会場内の花壇等の見どころ紹介		募集終了	
	②植物管理 会場内の花壇等の手入れ・除草等のサポート	EXPO全体	2月5日～4月30日	GREEN×EXPO協会
	③運営 会場内外での来場者案内・運営サポート			
	④ツアーガイド フィールドを活用した活動拠点をめぐり、見どころを紹介			
	⑤フィールドづくり フィールドを活用した活動拠点における花・緑の育成・管理等	横浜市 出展 エリア	7月頃 募集開始 予定	横浜市
	⑥プログラム 運営補助 様々なワークショップの運営補助等			

※ 「花・緑ガイドボランティア」募集結果

応募人数：3,493人（募集人数 約200人に対し、約17倍）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
電話 045-671-4627 / FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

次の万博は横浜です！
市民の皆さまと、世界の舞台に！

GREEN×EXPO 2027 開催概要

横浜市の旧上瀬谷通信施設を舞台に開かれる、世界の花・緑や、環境にやさしい未来をつくる最新技術が集う国際的な博覧会です。



画像提供：GREEN×EXPO 協会

【開催期間】2027年3月19日(金)～9月26日(日)

【開催場所】旧上瀬谷通信施設(瀬谷区・旭区)

【テーマ】幸せを創る明日の風景

【開催者】GREEN×EXPO協会
(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)

GREEN×EXPO 2027に
ボランティアとして
参加してみませんか？



公式マスコットキャラクター
トunktunk

公式マスコットキャラクター トunktunk



©Expo 2027

プロフィール

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた好奇心いっぱいの精霊、それがトunktunkトunktunkです。

植物をはじめとした、この宇宙に生まれた万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。地球がきれいだと喜び花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。

自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。



横浜市長 山中 竹春

GREEN×EXPO 2027は、「環境との共生」をテーマにした世界的な催しです。ホストシティである横浜市は、EXPO会場内に市民の皆様と共に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」を設けます。

横浜には、自然保全や花壇づくり、公園の緑化、街の美化など、地域を思うさまざまな取り組みが広がっており、日々の「まちの豊かさ」につながっています。今回のEXPOでは、こうした活動に関わる方はもちろん、ご関心のある方や初めての方にも、無理のない形で加わっていただける多様な場を、市民の皆様と共に広げていきます。

花や緑の空間を育てながら、横浜の魅力と、資源循環や環境にやさしい暮らしの大切さを来場者にそっと届けていきませんか。

皆様と一緒にできることを、心よりお待ちしています。



あなたに合った
活動が見つかる！ 5つのボランティア

植物の管理

運営サポート

ツアーガイド

フィールドづくり

プログラムの運営補助

このリーフレットに
関するお問合せ

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局

TEL : 045-671-4627 E-mail : da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

ボランティアとして参加してみませんか？

EXPO 全体

花壇の管理や会場内外での案内など、EXPO全体の運営をサポートし、来場者をおもてなしするボランティアを募集します。

募集期間

2026年4月30日(木) 17:00まで



ご応募はこちら



植物管理ボランティア

募集人数 ▶ 約2,000人

花壇を美しく保つため、花がらの摘み取りや除草など管理のサポートを行います。



運営ボランティア

募集人数 ▶ 約10,000人

来場者が安心して笑顔で楽しめるよう、会場内外での案内など運営のサポートを行います。

お問い合わせ

GREEN×EXPO 2027 ボランティア問い合わせセンター

TEL: 0120-878-950

(受付時間: 9:00~17:30 ※毎週水曜日休み)

E-mail: info@volunteer.expo2027yokohama.or.jp



横浜市出展エリア

横浜市は、地球にやさしい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただくため、会場内に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」の2つの拠点を設けます。2つの拠点を共に盛り上げ、支えていただくボランティアを募集します。

※横浜市内在住・在学・在勤の方のみ応募可能です。

2026年7月頃 募集開始



ツアーガイド

募集人数 ▶ 約100人

フィールドを活用した活動拠点をめぐり、草花の魅力や生き物との共生について来場者にわかりやすく案内します。



フィールドづくり

募集人数 ▶ 約200人

フィールドを活用した活動拠点において花や緑の育成・管理等を行います。



プログラム運営補助

募集人数 ▶ 約600人

脱炭素技術や生物多様性などを体験する様々なプログラムの運営補助等を行います。



区連会 資料 2-2

市連会2月定例会説明資料
令和8年2月12日
政策経営局大都市制度推進本部室

特別市の早期法制化の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

日頃、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。

現在の取組状況と今後の取組等について、ご説明します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 「特別市」シンポジウムの開催結果

特別市の必要性や、実現による効果などについて分かりやすくお知らせするため、市民の皆様を対象としたシンポジウムを開催しました。

<開催概要>

日 時：令和7年12月14日（日）13時30分～15時30分

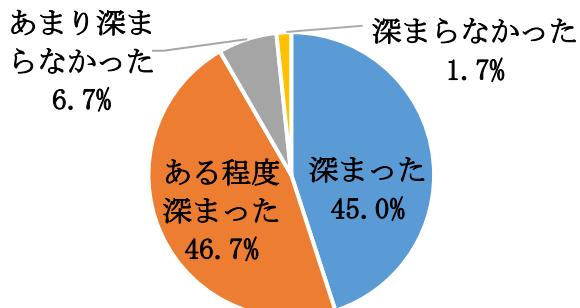
会 場：鶴見公会堂

参加人数：270人

<アンケート結果>

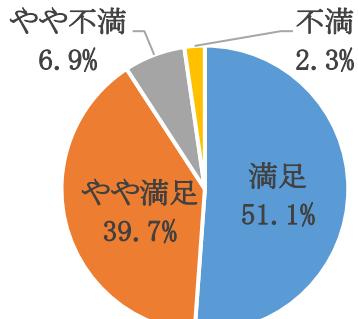
【質問】シンポジウムに参加して、「特別市」について理解は深まりましたか。

深まった・ある程度深まった 91.7%



【質問】シンポジウムについての満足度をお聞かせください。

満足・やや満足 90.8%



<シンポジウムの様子>



基調講演



パネルディスカッション

4 指定都市市長会シンポジウムの開催

指定都市市長会と本市の主催で、新たな大都市制度「特別市」について分かりやすくお伝えするため、シンポジウムを開催します。

(1) 日程等

日時：令和8年3月22日（日）13時30分～15時30分（開場13時00分）

会場：青葉公会堂（青葉区市ヶ尾町31番地4）

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 パネルディスカッション	中山 竹春（横浜市長） 紺野 美沙子 さん（俳優・朗読座主宰） 辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

3月18日（水）までにウェブページからお申し込みいただく形で
参加者を募集します。（ファクス（045-663-6561）でも申込み可）

お申し込みはこちら ►



(4) その他

- ・今月の各区の区連会において、ご案内するとともに、各单位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付いたします。
- ・新たな大都市制度に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

5 国等への要望・要請

(1) 横浜市の取組

令和7年11月に取りまとめた「国の制度及び予算に関する提案・要望書」の要望項目として、「『特別市』の法制化の実現」を、総務省に要望しました。

(2) 県内三政令市の取組

令和7年8月26日に開催した「県内三政令市市長・正副議長懇談会」にて取りまとめた三市共同要請について、10月～11月に総務省等へ要請活動を行いました。

(3) 指定都市市長会の取組

令和7年11月17日に「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、特別市の法制化案等に関する議論を行い、プロジェクトの報告書を取りまとめ、総務大臣や国の各政党に対して報告書による説明・要請を行いました。



指定都市市長会議の様子

(4) 横浜市会（特別市・大都市行財政制度特別委員会）の取組

令和8年1月、横浜市会の特別市・大都市行財政制度特別委員会が、林 芳正 総務大臣、佐藤 英道 衆議院総務委員長及び吉川 佐織 参議院総務委員長に対し、特別市の法制化に関する要望を行いました。

6 国における議論

令和8年1月19日に、内閣総理大臣の諮問機関である第34次地方制度調査会が発足しました。今後、大都市地域における行政体制（大都市制度）の在り方などに関する調査審議が行われます。

諮問事項

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山田・山口・唐牛

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL:045-671-2952 FAX: 045-663-6561

Eメール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

大都市の未来を考える

指定都市市長会 シンポジウム

～新たな大都市制度について～

2026(令和8年)

3/22日

13:30~15:30(開場 13:00)

青葉公会堂

東急田園都市線「市が尾駅」下車 徒歩10分
東急バス・小田急バス「青葉区総合庁舎」下車すぐ

参加費無料
(事前申込制) 定員300名

第1部 基調講演

辻 琢也さん 一橋大学教授

第2部 パネルディスカッション

〈登壇者〉

中山 竹春 横浜市長

紺野 美沙子さん 俳優・朗読座主宰

辻 琢也さん 一橋大学教授

〈司会〉

佐藤 美樹さん フリーアナウンサー



参加申込は
こちら



中山 竹春
横浜市長



紺野 美沙子さん
俳優・朗読座主宰



辻 琢也さん
一橋大学教授

—主催—



指定都市市長会



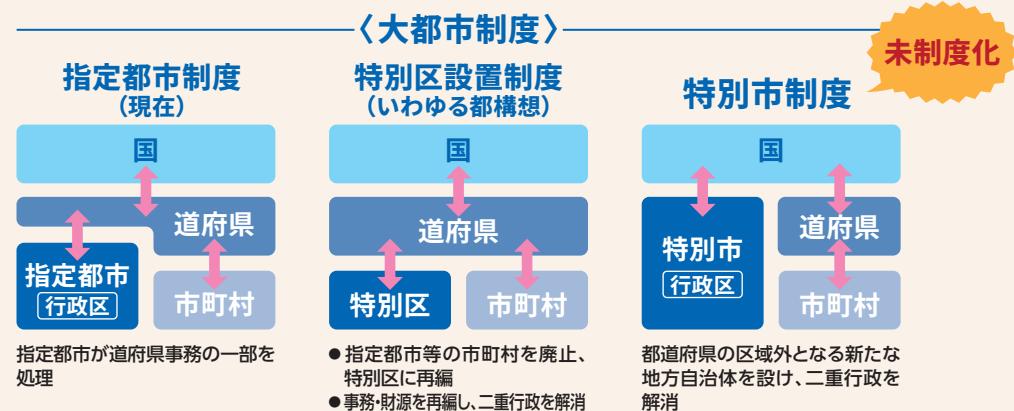
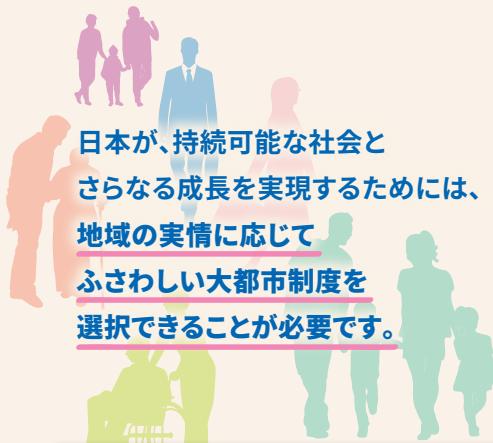
—主催—



横浜市

お問合せ：横浜市政策経営局制度企画課 TEL 045-671-2952

横浜市を含む政令指定都市は、特別市などの多様な大都市制度の早期実現を目指しています



登壇者プロフィール



山中 竹春
横浜市長

1972年生。早稲田大学政治経済学部経済学科卒、同大学理工学部数学科卒。博士（理学）。アメリカ国立衛生研究所（NIH/NIEHS）研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学特命副学長、同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約（GCom）理事（東アジア地域代表）、経済協力開発機構（OECD）チャンピオン・メイヤー、イクレイ世界理事会理事（サーキュラー成長担当）。



紺野 美沙子さん
俳優・朗読座主宰

1980年、慶應義塾大学在学中にNHK連続テレビ小説「虹を織る」のヒロイン役で人気を博す。俳優として活躍する傍ら、国連開発計画（UNDP）親善大使としても27年に渡り活動した。2010年秋から紺野美沙子の朗読座を主宰。NHKエフエム「音楽遊覧飛行」案内役を担当。元祖スー女としても知られ横綱審議委員である。



辻 琢也さん
一橋大学教授

東京大学大学院博士（学術）
専門分野：行政学・地方自治論
主な役職：内閣府「税制調査会」委員、
総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、
横浜市大都市自治研究会座長、
第30次・第31次・第34次地方制度調査会委員、
指定都市市長会「多様な大都市制度実現
プロジェクト」アドバイザー。

お申込み方法

申込締切：3月18日（水）

※手話・筆記通訳をご希望の方は3月11日（水）までにお申込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は3月19日（木）までに連絡します。

WEB
から

申込みフォーム →



FAX
から

045-663-6561

●下の「FAX申込用記入欄」にご記入の上
ご送信ください。

アクセス

青葉公会堂

（青葉区市ヶ尾町31番地4）



フリガナ		電話番号	—	—
氏名		メールアドレス		
年代	<input type="checkbox"/> 19歳以下 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代 <input type="checkbox"/> 80代以上			
居住地	<input type="checkbox"/> 横浜市内(区) <input type="checkbox"/> 神奈川県内 <input type="checkbox"/> 神奈川県外			
アンケート	<p>① 横浜市が早期法制化を目指す「特別市」について、どの程度知っていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> よく知っている <input type="checkbox"/> 聞いたことがあります、内容もある程度知っている</p> <p><input type="checkbox"/> 聞いたことはあるが、内容はよく知らない <input type="checkbox"/> 聞いたことがなく、内容もよく知らない</p> <p>② 「特別市」について、質問があれば自由にご記載ください。</p>			
ご希望の方のみ	<input type="checkbox"/> 車いす席 <input type="checkbox"/> 手話通訳 <input type="checkbox"/> 筆記通訳			

※参加証はございません。※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

指定都市市長会とは

横浜市をはじめ全国20の指定都市で構成。大都市行財政の円滑な推進と伸張を図ることを目的として、大都市共通の課題に関する調査・研究や、地方分権改革の推進、新たな大都市制度の創設、国の予算編成等に関する政策提言・意見表明を行っている。

区連会 資料 2-3

旭共募発第 90 号
令和 8 年 2 月 18 日

各連合自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会
支会長 中野 保弘

令和 7 年度共同募金実績の中間報告ならびに 令和 8 年度共同募金運動実施への協力依頼について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃より共同募金運動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、令和 7 年度共同募金運動実施にあたっては、自治会町内会の皆さんにご協力をいただき、誠にありがとうございました。戸別募金への皆さんの格別のお力添えに、重ねてお礼申しあげます。

令和 8 年 1 月 15 日現在の共同募金実績額の一覧を添付いたしますので、ご確認ください。

皆様からお寄せいただいた募金は、地域福祉のための高齢者や子育て支援等の活動団体の活動費等、その他には、民間事業や社会福祉施設の備品購入や修繕費として役立させていただいております。

令和 8 年度も共同募金運動を 10 月 1 日から 12 月 31 日まで実施する予定です。
引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

添付資料 共同募金会旭区支会：令和 7 年度共同募金実績額中間報告（1 部）

共同募金会旭区支会
(旭区社会福祉協議会内)
電話：392-1123
FAX：392-0222
担当：菊地

令和7年度 共同募金実績額中間報告

共同募金会旭区支会

実 績 総 額

¥ 14,893,436 . -

令和8年1月15日現在

区分 種別	一般募金		年末たすけあい		合 計	
	今年度実績	前年度最終実績	今年度実績	前年度最終実績	今年度実績総額	前年度最終実績総額
戸 別 募 金	7,995,650	9,323,940	3,427,383	3,999,005	11,423,033	13,322,945
街 頭 募 金	1,323,071	1,359,261	47,489	28,657	1,370,560	1,387,918
法 人 募 金	302,000	233,626			302,000	233,626
職 域 募 金	222,528	226,084			222,528	226,084
学 校 募 金		60,262				60,262
イ ベ ン ト 募 金	42,096	39,012			42,096	39,012
卓 上 募 金	212,598	438,461			212,598	438,461
子 ど も 会	36,923	55,884			36,923	55,884
老 人 ク ラ フ *			799,637	910,869	799,637	910,869
個 人 ・ 団 体 募 金 そ の 他	424,061	261,701	60,000	88,004	484,061	349,705
合 计	10,558,927	11,998,231	4,334,509	5,026,535	14,893,436	17,024,766

単位（円）

区連会資料 2－4

令和8年 民生委員・児童委員、主任児童委員の 欠員地区・特例再任地区における候補者推薦について

旭区では現在、266名の民生委員・児童委員、主任児童委員の皆様にご活躍いただいておりますが、334地区のうち68地区が欠員、15地区が年齢要件の特例による再任(※)のため候補者の推薦が必要となっています。

つきましては、7月1日付及び12月1日付委嘱のため、欠員地区・年齢要件の特例による再任地区における候補者推薦にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(※)一斉改選時に限り75歳以上でも1期に限り再任できますが、引き続き後任者の選出に努めることとなっています。

1 お願いしたいこと

【地区連長】該当する地区連長へ後日個別に推薦依頼書類をお送りします。
主任児童委員の候補者推薦をお願いします。

【単位会長】該当する自治会町内会長へ後日個別に推薦依頼書類をお送りします。
民生委員・児童委員の候補者推薦をお願いします。

2 活動内容

地域住民と専門機関との「つなぎ役」としてご活動いただいている。詳しくは、添付のチラシに記載しておりますので、ご推薦予定の方への説明などにご利用ください。

3 任期

7月1日付委嘱：令和8年7月1日から令和10年11月30日まで

12月1日付委嘱：令和8年12月1日から令和10年11月30日まで

4 年齢要件（基準日：令和8年4月1日）

(1) 民生委員・児童委員

新任	原則68歳（昭和32年4月2日以降に生まれた方）まで 候補者の選出が困難な場合、 74歳（昭和26年4月2日以降に生まれた方）まで
元職	74歳（昭和26年4月2日以降に生まれた方）まで

(2) 主任児童委員

新任	原則54歳（昭和46年4月2日以降に生まれた方）まで 候補者の選出が困難な場合、 58歳（昭和42年4月2日以降に生まれた方）まで
元職	原則60歳（昭和40年4月2日以降に生まれた方）まで 候補者の選出が困難な場合、 64歳（昭和36年4月2日以降に生まれた方）まで

5 推薦の手続き

推薦準備会を開催いただき、履歴書、会議録、推薦人選出報告書を作成のうえ、区役所へご提出ください。

- (1) 提出期日：令和8年4月24日（金）（7月1日付委嘱分）
- (2) 提出方法：郵送：推薦書類とともに送付する返信用封筒にてご提出ください。
持参：旭区役所3階31番窓口へご提出ください。

※12月1日付委嘱分については、7月中旬頃に該当する地区連長及び自治会町内会長へ推薦依頼書類をお送りします。

6 添付資料

別紙1 (3ページ～6ページ) 活動紹介チラシ（2種類）

別紙2 (7ページ～15ページ) 市連会資料

【担当】

旭区福祉保健課 高森、國枝、鈴木

電話：954-6101 FAX：953-7713

Mail : as-minjikyo@city.yokohama.lg.jp

やってみませんか？／ 民生委員・児童委員



旭区では、約300人の民生委員*が地域を支えています

*主任児童委員も含む

民生委員ってどんなことをするの？

**相談者の声を聞き
福祉サービスにつなぎます**



**仲間と一緒に
地域のゆるやかなつながりを
育みます**



**ジュニアボランティア
体験事業*への参加**



*ジュニアボランティア体験事業とは…旭区内の小学校5、6年生から募集します。参加を希望する児童と、民生委員・児童委員、主任児童委員と一緒に福祉活動や地域活動へ参加するものです。主に8月から12月にかけて活動しています。

経験者が
感じた

民生委員のやりがい・活動で得たもの

活動そのものが
楽しめた

福祉の仕組みに
詳しくなれた

人や地域に
貢献できたという
充実感を得られた

仲の良い友達
ができた





具体的には
こんな感じです

見守り

相談・
情報提供

交流の場
づくり

つなぎ役

ある1か月の活動例

○Xさんの最近の様子を
地域ケアラザに連絡
(20分)

日

1

2

3

4

5

6

7

○○のふれあいサロンは、
私用があるので地区の仲間
にあ任せして欠席

前月の活動報告を記入し、
地区会長へ提出(1時間)

地区的定例会に参加。
あわせて子育てサロン代表
から最近の子育て事情を聞く
(2時間)

来月の福祉まつりの準備
会に参加。地区の仲間
と一緒に当日の展示物を
つくる(1時間)

見守りのため、町内の
ひとり暮らし高齢者を
2件訪問(1時間)

ジュニアボランティアと
地域清掃のお手伝い
に参加(1時間)

Q&A よくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかとても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！
決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、
ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいですが、365日昼夜問わず相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、
できることははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。
報酬はありませんが、交通費等として通常年額70,200円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。
児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら…

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 旭区役所福祉保健課 (TEL 045-954-6101) へご相談ください。

令和7年5月発行

あなたの暮らしのそばに 民生委員



お困りごとを専門機関につなぐ「つなぎ役」

お困りごとに対して、
適切な支援が受けられるよう、
相談内容に応じて、区役所や
専門機関におつなぎします。



民生委員ってどんな人？

厚生労働大臣から委嘱された
地域福祉の増進を担うボランティアです。
児童委員も兼ねています。
訪問等を通じて、担当地域の高齢者などを
見守っています。
生活上の困りごとの相談に乗り、利用できる
福祉サービスの情報を提供しています。

こんな時、民生委員にご相談ください。

- ひとり暮らしの高齢の親が心配。
- 介護について悩んでいる。
- 子育てについて悩んでいる。
- 経済的に余裕がなく、生活が苦しい。

NG これは民生委員の役割ではありません

NG

民生委員への
深夜・早朝の電話や
訪問はご遠慮ください

「となりの音がうるさい」
「ごみ出しのマナーが悪い」



ご近所トラブルの仲裁はできません。

「保証人になつてほし」



~~住まいを借りるとき、入院するとき、
お金を借りるときなどの保証人にはなれません。~~

「家の鍵を預かってほしい」

身の回りの世話（掃除、買い物、料理、ごみ出し、草むしり、病院への付き添いなど）はできません。

「テレビのリモコンが見当たらないので
探してほしい」



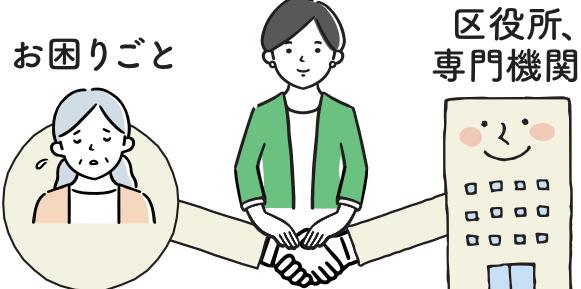
「外出前の着替えを手伝ってほしい」

<横浜市からの大切なお知らせ>

民生委員は「つなぎ役」です。さまざまな福祉サービスにつなぐことで、あなたのお困りごとに対応します。

民生委員ができること、できないことについて、横浜市ではルールを定めています。

民生委員



民生委員のできること、できないこと



ご相談内容

できないこと



できること



足腰が痛く、1人でできない掃除やごみ出しを手伝ってほしい。

→ 民生委員は、
掃除、ごみ出しの
お手伝いは
できません。

つなぎ先：地域包括支援センター

ヘルパー等の介護保険サービスをご紹介します。

つなぎ先：資源循環局事務所

ごみ出しが難しい方へのサポート制度があります。



救急車に
同乗してほしい。

→ 民生委員は、
救急車には同乗
しません。

つなぎ先：「あんしんカード」の連絡先

「あんしんカード」に記入いただいた緊急時の連絡先に連絡するなどの支援ができます。
「あんしんカード」の記入にご協力ください。



日常の金銭管理を
支援してほしい。

→ 民生委員は、
金銭の取り扱い
はしません。

つなぎ先：区社協あんしんセンター

高齢者や障害をお持ちの方のうち、現金や通帳の取り扱いに不安がある場合は、ご相談ください。



生活が苦しいので
お金を貸してほしい。

→ 民生委員は、
お金を貸せません。

つなぎ先：区役所生活支援課

暮らしの安定を目指し、お困りごとの解決に向けたお手伝いをします。



子どもを
預かってほしい。

→ 民生委員は、
子どもを
預かりません。

つなぎ先：地域子育て支援拠点

子どもの預かりなど、子育てに関する様々な情報があります。

令和8年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和8年7月1日付・12月1日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	<ul style="list-style-type: none"> 自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。 	<ul style="list-style-type: none"> 推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	令和8年7月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和8年3月～4月 令和8年12月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和8年8月～9月	
書類の作成区への提出	<ul style="list-style-type: none"> 候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。 	

<裏面あり>

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

- (4) 年齢要件の特例に該当する委員（民生委員・児童委員のみ）が活動されている地区におかれましては、引き続き候補者を探していただきますよう、御協力をお願いします。

5 添付資料

- 資料1 令和8年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和7年12月1日現在）
- 資料6 ~~民生委員の活動紹介チラシ~~

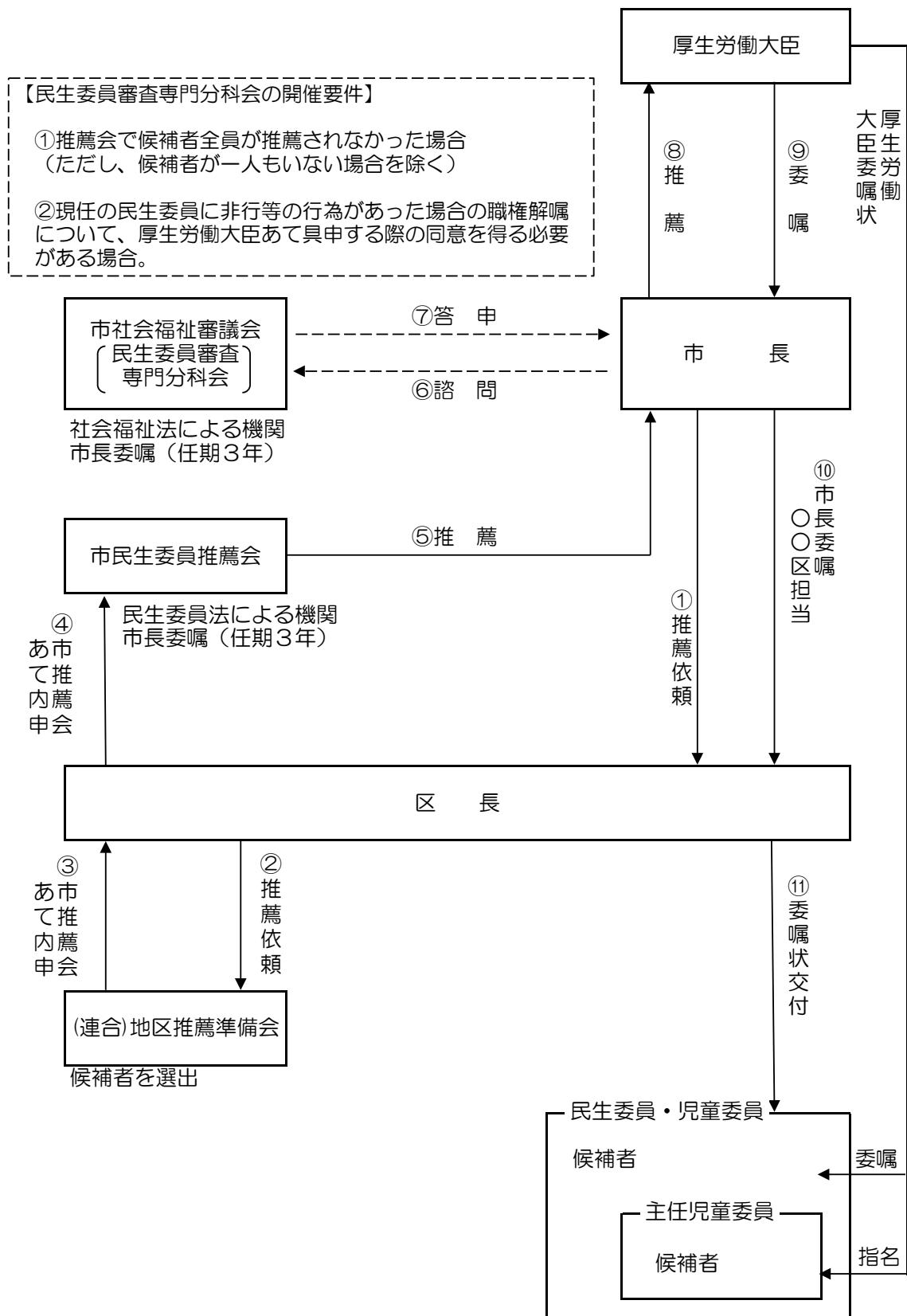
別紙1と同内容のため割愛

担当：健康福祉局地域支援課 阿部
電話：045-671-4046
FAX：045-664-3622
メール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 8 年 12 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 8 年 7 月 1 日から 令和 10 年 11 月 30 日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 8 年 12 月 1 日から 令和 10 年 11 月 30 日まで
2 月	上旬		
	中旬	市連会協力依頼	
	下旬	区連会協力依頼	
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬		
	中旬	区より市推薦会に候補者内申	
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催	
	中旬	厚生労働大臣あて推薦	
	下旬		
7 月	上旬	令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	
	中旬		
	下旬		連合・地区へ推薦依頼
8 月	上旬		
	中旬		
	下旬		連合・地区推薦準備会開催
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬		
	中旬		
	下旬		区より市推薦会に候補者内申
11 月	上旬		
	中旬		
	下旬		市推薦会、市審査会開催
			厚生労働大臣あて推薦
12 月	上旬		令和 8 年 12 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

○厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

○民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000人が活動しています。

○主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500人が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

○日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。

○地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。

○活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。

○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

○主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。

○民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【活動費の支給・会費負担】

○給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。

○民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

○民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

○すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 7,500 円 (令和7年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

【会費の内訳・使途】

項目	金額（円）	
市民児協会費	2,180	主に、区・地区民児協事業費に充当
市民協互助事業会費	1,600	民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰労金等（互助事業給付金）に充当
市民児協周年事業積立金	100	周年事業費としての積立金に充当
全民児連会費	700	全国民生委員児童委員連合会の分担金（全民児連事業費）に充当
全国互助共励会費	1,900	全民児連の互助事業（民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給）と共に事業（委員活動に必要な資料の作成配布等）に充当
関プロ民連会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会の会費（関プロ民連事業費）に充当
横浜市社会福祉協議会会費	1,000	市社会福祉協議会会費（主に市社協の法人運営、「福祉よこはま」作成等事業費）に充当
市民児協会費 計	7,500	

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件 ①適任者	<p>18歳以上で横浜市会議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 ・ その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 ・ 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
②年齢要件 (基準日) 令和8(2026)年4月1日	<p>◆新任 68歳までの方 (昭和32年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、74歳（昭和26年4月2日以降出生）までの方とすることが可能です。</p> <p>◆元職 74歳までの方 (昭和26年4月2日以降出生)</p>	<p>◆新任 54歳までの方 (昭和46年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、58歳（昭和42年4月2日以降出生）までの方とすることが可能です。</p> <p>◆元職 60歳までの方 (昭和40年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、64歳（昭和36年4月2日以降出生）までの方とすることが可能です。</p>
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	令和10年(2028)年11月30日まで	
3. 推薦主体		
①設置の単位	地区推薦準備会 主に自治会町内会を単位とします。	連合地区推薦準備会 主に地区連合町内会を単位します。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。	

	<p style="text-align: right;">民生委員・児童委員、主任児童委員共通</p>
<p>4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催</p>	<p>開催までの準備</p> <p>・候補者の人選 地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。</p> <p>〔履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。〕</p> <p>・推薦人の人選 推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。</p> <p>・開催の案内 推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">開 催</p> <p>①開催条件の確認 自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。</p> <p>②会議の進行 会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。</p> <p>③審議 主に次の点について審議します。 • 適任者の要件を満たしているか。 • 留意事項を確認しているか。 • 年齢要件、居住要件を満たしているか。 • 個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。</p> <p>④会議録の作成 「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。</p> <p>〔会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。〕</p> <p>候補者の内申</p> <p>推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。</p> <p>(1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」 (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」 (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」</p>

令和7年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員			主任児童委員			合計		
	定数	現員数		定数	現員数		定数	現員数	
		男	女		男	女		男	女
計	4,226	802	2,899	3,701	530	23	437	460	4,161
鶴見区	306	68	219	287	34	7	27	34	321
神奈川区	282	44	196	240	36	4	29	33	273
西区	123	18	86	104	12	2	10	12	116
中区	169	27	117	144	26	2	21	23	167
南区	247	55	163	218	33	1	29	30	248
港南区	261	35	187	222	30	0	24	24	246
保土ヶ谷区	253	42	177	219	46	0	39	39	258
旭区	294	40	199	239	40	2	25	27	266
磯子区	217	31	153	184	20	1	14	15	199
金沢区	248	31	176	207	32	0	27	27	234
港北区	379	77	251	328	46	1	39	40	368
緑区	204	33	154	187	23	0	20	20	207
青葉区	299	49	224	273	32	0	30	30	303
都筑区	169	43	102	145	20	3	16	19	164
戸塚区	309	74	217	291	38	0	33	33	324
栄区	150	45	91	136	14	0	14	14	150
泉区	169	58	94	152	24	0	22	22	174
瀬谷区	147	32	93	125	24	0	18	18	143

* 定数は令和7年12月1日現在

区連会 資料 2-5

市連会 2月定例会説明資料
令和 8 年 2 月 12 日
政策経営局広報・プロモーション戦略課
議会局秘書広報課

広報紙の配布についてのお願い【協力依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができます。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 8 年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

3 広報紙概要

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9 円
「県のたより」	毎月	8 円
「ヨコハマ議会だより」	令和 8 年 5 月、8 月、12 月、 令和 9 年 2 月	4 円

※謝金額は令和 8 年度予算議決後に確定し、お配りいただいた部数に基づき、年 2 回に分けてお支払いします。

4 送付時期と送付方法

毎月末日の前日までに、配達業者を通じて貴団体の配布担当者へお届けします。

※令和 9 年 1 月号は、令和 8 年 12 月 29 日までにお届けします。

5 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、お住まいの区の区役所総務課庶務係に御相談ください。

※ 報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っていますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(3) 令和 8 年度も、広報よこはまにて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、引き続き、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

裏面有

6 問合せ先

(1) 「広報よこはま」及び「県のたより」について

政策経営局広報・プロモーション戦略課 広報紙担当

TEL 671-2332 FAX 661-2351

(2) 「ヨコハマ議会だより」について

議会局秘書広報課

TEL 671-3040 FAX 681-7388

旭政第1564号
令和8年2月18日

自治会・町内会長様

横浜市旭区長 権藤 由紀子
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市会議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができます。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和8年度におきましても、引き続き各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和8年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和8年5月、8月、12月 令和9年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和9年1月号は、令和8年12月29日までにお届けします。）

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回（令和8年10月と令和9年3月）お支払いします。

裏面あり

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

旭区区政推進課広報相談係 TEL954-6023 FAX955-2856

※年度途中での変更については、毎月 10 日までに御連絡いただければ、翌月分の配布時に反映いたします。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いします。）

※メールや電子申請でも
変更できます。
ぜひご利用ください。



▲メールでの変更



▲電子申請での変更

3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。
※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。
- (2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っていますので、区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (4) 令和8年度も、広報よこはまにて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：旭区区政推進課広報相談係

TEL954-6023 FAX955-2856

政策経営局広報・プロモーション戦略課

広報紙担当

TEL671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

TEL671-3040 FAX681-7388

広報配布担当者様

【参考】

広報配布担当者宛 依頼文
(広報5、6月号同送予定)

横浜市旭区長 権藤 由紀子
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市会議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができます。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和8年度におきましても、引き続き各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和8年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和8年5月、8月、12月 令和9年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和9年1月号は、令和8年12月29日までにお届けします。）

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回（令和8年10月と令和9年3月）お支払いします。

裏面あり

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

旭区区政推進課広報相談係 TEL954-6023 FAX955-2856

※年度途中での変更については、毎月 10 日までに御連絡いただければ、翌月分の配布時に反映いたします。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いします。）

※メールや電子申請でも
変更できます。
ぜひご利用ください。



▲メールでの変更



▲電子申請での変更

3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。
※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。
- (2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っていますので、区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (4) 令和8年度も、広報よこはまにて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：旭区区政推進課広報相談係

TEL954-6023 FAX955-2856

政策経営局広報・プロモーション戦略課

広報紙担当

TEL671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

TEL671-3040 FAX681-7388

区連会 資料2－6

市連会2月定例会説明資料
令和8年2月12日
市民局地域活動推進課

自治会町内会ポータルの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

1 説明の趣旨

令和8年4月1日より運用開始予定の「自治会町内会ポータル」について、1月の定例会にて概要をお知らせさせていただいたところですが、改めて、今後の流れや準備状況についてご案内いたします。

2 お願いしたこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

(1) 運用開始予定日時

令和8年4月1日(水)9時

(2) オンライン申請可能な項目

① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

(3) ポータル活用で期待できる効果

① 来庁不要でいつでも申請可能

場所や時間にとらわれず申請でき、区役所への来庁や待ち時間の負担が軽減

② 2回目以降の申請がスムーズに

前年データを引用して申請書を作成でき、更新（修正）も必要な箇所のみで可

③ 申請内容をいつでも確認可能

過去の申請データを隨時閲覧でき、書類の引継ぎ・内部共有にも活用可能

④ 申請状況の管理が容易に

申請済／未申請の書類を画面上で一元管理でき、申請漏れ防止等の確認が容易に

4 初期 ID・パスワードの配付

各自治会町内会長あて初期 ID・パスワードを、次のとおり配付いたします。

- ①発送時期：令和8年3月下旬
- ②発送方法：配送ルート便
- ③内容物：初期 ID・パスワード、初期設定マニュアル

【初期 ID・パスワードについて】

ポータルでは、自治会町内会ごとに専用の利用ページを設け、申請内容を安全かつ正確に管理します。このため、以下の目的でID・パスワードによるログイン認証を必須としています。

- ・利用者が該当する自治会町内会であることを確認するため
- ・他の自治会町内会の情報と混在しないようにするため
- ・大切な申請情報を保護するため

これらを確実に行うため、配付する初期 ID・パスワードを使って初期設定を行っていただく必要があります。自治会町内会ポータルの活用を開始する際に必要となりますで、大切に保管いただきますようお願ひいたします。

5 運用開始にあたって

運用開始日（令和8年4月1日（水）9時）以降、初期設定マニュアル（3月下旬に送付予定）に基づき、初期 ID・パスワードによる初期設定、必要に応じてポータル利用者の追加登録を行っていただき、ご利用可能となります。

（1）初期 ID・パスワードによる初期設定

各自治会町内会長は、代表者として、初期 ID・パスワードにて初期設定を行っていたことで、ポータルの管理者として登録されます。

（2）ポータル利用者（メンバー）の追加登録

初期設定後、必要に応じて、ポータルの管理者（代表者）は、自治会町内会内の利用者を追加登録することができます。

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

区連会 資料 2－7

市連会 2月定例会説明資料
令和 8 年 2 月 12 日
市 民 局 地 域 支 援 部

令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和 8 年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれています。

令和 8 年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和 8 年 3 月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 前年度から変更がある補助金（添付資料参照）

地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

補助台数を拡充して、令和 8 年度も補助を実施します。

※地域の防犯力向上緊急補助金は令和 7 年度で終了しました。

4 添付資料

令和 8 年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

5 備考

令和 8 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

市民局地域活動推進課

担当：佐藤、笛尾

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

Eメール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

（防犯カメラ関連）

市民局地域防犯支援課

担当：川口、片渕

電話 045-671-3705 FAX：045-664-0734

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 () 内：問合せ先
拡充 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。 <u>補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円</u>	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 (区地域振興課)
例年同 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。 補助率2/3、上限あり	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 (市民局地域活動推進課)
例年同 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額 900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月区連会 (区地域振興課)
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 (区地域振興課)
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入 1500万円（1m ² あたり12.5万円を限度）、修繕 250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定） 区地域振興課	4月市連会・区連会 (区地域振興課)
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	4月区連会 (区総務課)

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設
(申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内)

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（申請時期：4月、最大6700世帯の利用を想定）

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

区連会 資料 2-8

市連会2月定例会資料
令和8年2月12日
資源循環局街の美化推進課

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例 を改正することへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の改正を検討しています。そこでパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 条例改正案の主な内容

「GREEN×EXPO 2027」を見据え、本市では望まない受動喫煙を防止し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、条例により市内全域で屋外の公共の場所での喫煙を禁止します。

4 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和8年2月13日(金)から令和8年3月15日(日)まで

(2) 提出方法

ア ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ffdac02-9cc1-4b3d-9741-bad712f4b921/start>

※メンテナンス時間中(不定期)はご利用いただけません。



イ リーフレット付属用紙による郵送

リーフレットは各区役所、横浜市役所などで配布しています。リーフレット付属用紙を切り取りご意見をご記入いただき、お手持ちの封筒に入れてお送りください。(封筒でお送りいただく場合の郵送料はご負担願います。)

資源循環局街の美化推進課

担当 櫻井、境

電話 045-671-2556 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

意見提出方法

1 スマートフォンを使用する場合

右の二次元コードを読み込み、
本市の電子申請・届出システムから
提出してください。



2 パソコンを使用する場合

下記よりアクセスしてください。
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ffdac02-9cc1-4b3d-9741-bad712f4b921/start>

3 郵送の場合

下記まで郵送してください。令和8年3月15日(日)消印有効です。
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 資源循環局街の美化推進課 宛

注意事項

- ご意見への直接の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話・口頭でのご意見の受付はいたしません。
- いただいたご意見の内容は、後日ホームページで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見の提出に伴い取得した個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、この意見募集に関する業務にのみ利用します。

○お問い合わせ 資源循環局街の美化推進課 電話番号:045-671-2556

意見提出書

資源循環局街の美化推進課 宛

令和8年 月 日

- 【住所等】 市内在住(区) 市外在住 その他(事業者等) 年代・喫煙習慣の欄は記入不要です
- 【年 代】 20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代 70歳代 80歳以上
- 【喫煙習慣】 毎日吸っている ときどき吸う日がある
 以前は吸っていたが、1ヶ月以上吸っていない 吸わない

本市では、望まない受動喫煙を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める予定です。
市内全域で屋外の公共の場所(路上等)での喫煙を禁止することについて、ご意見をお聞かせください。

～横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例改正に係る
パブリックコメントの実施について～

横浜市内全域で屋外の公共の場所での 喫煙を禁止することについて、 みなさんのご意見をお聞かせください。

「GREEN×EXPO 2027」を見据え、横浜市では、望まない受動喫煙を防止し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、条例により市内全域で屋外の公共の場所(路上等)での喫煙を禁止することを検討しています。



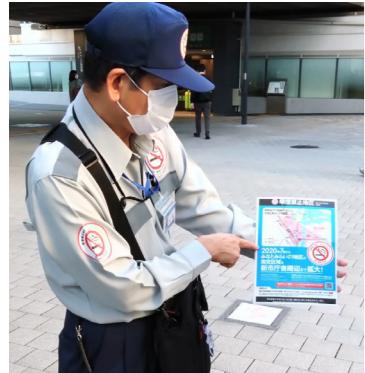
1 本市の取組

(1) 現行条例(横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例)とこれまでの経緯

平成19年~	吸い殻等のポイ捨て、歩行中の喫煙、たばこの火による火傷等の危険が課題となっていたため、街の美化を目的とした既存の条例を一部改正 ・市内全域での「歩行中の喫煙をしないように努める」努力義務 ・喫煙禁止地区制度の制定と違反者への過料(2,000円)の適用 ・特に必要と認められる場所を喫煙禁止地区に指定 (横浜駅周辺地区、関内地区、みなとみらい21地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区)
令和2年4月	改正健康増進法施行により第一種施設(学校、福祉施設等)は敷地内禁煙、第二種施設(飲食店、ホテル等)は屋内禁煙、屋外においても喫煙時の周囲への配慮義務を規定
令和7年4月	横浜市公園条例の改正により市立の公園を禁煙化

(2) 横浜市がこれまで実施してきた主な屋外の喫煙対策

- ・喫煙禁止地区内での職員による巡回・指導・過料の適用
- ・喫煙禁止地区内での喫煙所の設置
- ・喫煙禁止地区外での委託によるパトロール
- ・喫煙マナー向上を呼び掛ける看板の設置



現行条例についてはこちら

【参考】これまでの喫煙に関する調査結果

① ヨコハマeアンケート 令和7年2月実施 回答者数1,397人

『たばこに関して気になることはありますか』

特に気にしない	3%
吸い殻のポイ捨て	88%
たばこの煙やにおい	84%
受動喫煙による健康影響	69%
歩きたばこの火によるやけど	59%

『この1か月間、受動喫煙の機会はありましたか。ある場合はどのような場所・状況でしたか。』

機会はなかった	22%
歩きたばこ	55%
路上喫煙	47%
屋外の喫煙所の周囲	34%
飲食店	15%
自宅(近隣住民等の喫煙)	13%
公園	13%

(10%未満の回答を除く)

② 路上喫煙者調査 令和7年6月実施

市内30駅周辺で調査し、全調査地点で路上喫煙が見られました。今回把握した、路上喫煙スポット(人目につきにくいなど喫煙者が多く見られた場所)に対しては、個別に対策を進めます。

2 現状の課題と今後の方向性

課題

吸い殻のポイ捨てやたばこの火による火傷等の防止が目的であり、近年の受動喫煙に対する意識の高まりに十分対応できていません。

方向性

街の美化に加え、受動喫煙防止の視点で対策を進めます。

課題

市内全域で「歩行中の喫煙をしない」旨の努力義務はありますが、喫煙禁止地区を除き、「立ち止まっての喫煙」は禁止しておらず、指導が困難です。

方向性

市内全域で屋外の公共の場所(路上等)を禁煙とし、より分かりやすい形で周知・指導を行います。

課題

喫煙ができる場所が少ない・分かり難い、喫煙所から出る煙やにおいが気になるといったご意見が寄せられています。

方向性

喫煙所への案内・誘導や、喫煙禁止地区の既存喫煙所を密閉化するなど喫煙所の整備を進めます。



3 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」改正の方向性

○市内全域で屋外の公共の場所(路上等)での喫煙を禁止します。(禁止対象は紙巻きたばこ・加熱式たばこを想定)

○特に必要性の高い場所を「喫煙禁止重点地区(仮称)」に指定し、職員による巡回指導を行います。

○同地区内における違反者には、2,000円の過料を適用します。

現行

屋外(市内全域)

歩行喫煙禁止 (努力義務)

歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない
※令和7年4月～市立公園禁煙

喫煙禁止地区

喫煙禁止
罰則(過料2,000円)

改正後

屋外(市内全域)

喫煙禁止 (禁止規定)

屋外の公共の場所(路上等)における喫煙を禁止
立ち止まっての喫煙も含む
※原則、私有地は除く

喫煙禁止重点地区

喫煙禁止
罰則(過料2,000円)

区連会 資料 3-1

令和 8 年 2 月 18 日

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部旭区地区委員会
委員長（旭区長）権藤 由紀子

令和 8 年度 日本赤十字社会員増強運動(会費募集)にかかる 資材調査について（ご依頼）

平素より、日本赤十字社の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、今年度も会員増強運動に格別なるご配慮をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、令和 8 年度の会員増強運動の実施にあたり、必要資材数や資材送付先等の確認をさせていただきたく、別紙「資材調査票」にご回答くださいますようお願い申し上げます（資材は令和 8 年 4 月下旬頃に発送を予定しています）。皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

1 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】資材調査へのご協力

2 調査票の提出期限と方法

【提出期限】令和 8 年 3 月 16 日（月）

期限が短く申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

【提出方法】同封の返信用封筒にてご返送、FAX、旭区社協へご持参ください。

※ご提出のない場合は、自治会町内会長（令和 8 年 3 月 1 日時点の地域振興課自治会名簿）あてに、昨年度と同数の資材をお送りさせていただきますので、ご承知おきください。

3 添付資料

- (1) 令和 8 年度日赤会費募集にかかる資材調査票
- (2) 資材の説明（写真付き）
- (3) 返信用封筒

【事務局】

日赤旭区地区委員会

（横浜市旭区社会福祉協議会内）

担当：齋藤、杉山

TEL : 392-1123

FAX : 392-0222

MAIL : asahi-ks@csres.ocn.ne.jp

NO. 《自治会・町内会》 様

記入者名: _____

連絡先: _____

【送付先】

日赤旭区地区委員会

(旭区社会福祉協議会内) 担当: 斎藤、杉山行

FAX: 045-392-0222

Mail: asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

3月16日(月)までにご提出ください。

令和8年度 日赤会費募集にかかる資材調査

1. 別紙《資材の詳細》を参照して、希望資材数をご記入ください。なお、全ての資材が前年度と同数ご希望の場合は右□欄にチェック□をしてください。 ⇒ □

No.	配 布 内 容 (別紙参照)	R7年度送付数	R8年度希望数
1	募金用(郵便局)払込用紙	《R7送付数》枚	枚
2	委嘱状(カードサイズ)	《R7送付数》枚	枚
3	パンフレット(A5 サイズ)	《R7送付数》部	部
4	チラシ(A4)	《R7送付数》枚	枚
5	ポスター(A4)	《R7送付数》枚	枚
6	受領証(10枚綴り)	《R7送付数》冊	冊
その他(ご希望があればご記入ください)			
7	募金専用封筒	《R7送付数》枚	枚
8	門標	《R7送付数》枚	枚
9	その他()	一 枚	枚

※未記入の場合は、前年度送付数と同数を自治会町内会長あてにお送りさせていただきますので、ご了承ください。

2. 資材発送先を選択、またはご記入ください。

資材配送先(選択・ご記入ください)			
<input type="checkbox"/> ①自治会町内会長宅 ※令和8年3月1日時点の旭区役所地域振興課の名簿に基づき、送付を予定しています。			
<input type="checkbox"/> ②その他(以下に送付先をご記入ください)			
住所	(〒 - - -) 旭区		
氏名			
TEL		FAX	

ご協力ありがとうございました。

《日赤会費募集に係る資材の説明》

No.	配 布 内 容	説 明	令和7年度版 (参考)
1	募金用(郵便局)払込用紙	入金時に使用する払込用紙	
2	委嘱状(カードサイズ)	各班・組で会費を取扱われる奉仕者用	
3	パンフレット(A5 サイズ)	各班回覧用	
4	チラシ(A4)	各世帯用	
5	ポスター(A4)	掲示板等で利用	
6	受領証(10枚綴り)	各班・組で会費を取扱われる時に使用	
7	募金専用封筒	(希望自治会のみ)各世帯用	
8	門標	(希望者のみ)各世帯用	

区連会 資料 3-2

旭区社協発第 435 号
令和 8 年 2 月 18 日

各地区連合自治会町内会長 様

社会福祉法人
横浜市旭区社会福祉協議会
会長 渡邊 多喜男

令和 7 年度 社会福祉協議会賛助会費募集へのお礼及び

令和 8 年度の募集協力について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃より、本会の事業推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

令和 7 年度の賛助会費の募集につきましては、多大なるご協力を賜り誠にありがとうございました。

社会福祉協議会賛助会費は、地域性を活かした独自の福祉保健活動を進めるための貴重な財源として、様々な事業に活用させていただいております。

つきましては、令和 8 年度も引き続き、各地区社会福祉協議会からご協力依頼をさせていただきます。ご理解とご協力を賜りますよう、お願ひ申しあげます。

<令和 7 年度賛助会費実績>

4,772,840 円 ※令和 8 年 1 月 31 日現在

※参考：令和 6 年度実績額 5,136,500 円

<参考資料>

令和 7 年度賛助会費協力依頼チラシ

【問合せ先】

担当：三木、宮地
電話：392-1123
FAX：392-0222

参考 あなた自身が地域福祉の担い手です

一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり

令和7年度

社会福祉協議会賛助会費への ご協力をお願いします



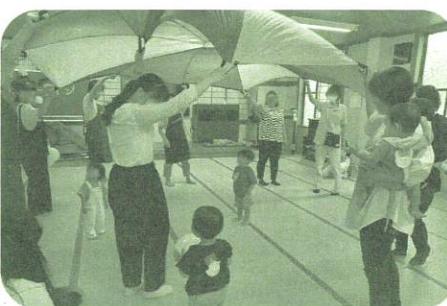
地域食堂



移動販売



生活にお困りの方への食料品等の無料頒布会



子育てサロン



地域交流イベント

社会福祉協議会は、
社会福祉法109条で
「地域福祉の推進を図ることを
目的とする団体」と位置づけられ
た非営利の民間団体です。
共に支えられ生きていく地域共
生社会を実現するために、
賛助会費へのご協力を
お願いしています。

『賛助会費』とは

地域のみなさまに社会福祉協議会の事業にご賛同いただき、賛助会員としてその活動を支えていただくものです。インターネットの普及など多様性が広がる一方で、少子高齢化や単身世帯の増加等により地域の繋がりが希薄化する中、住民同士の見守りや支えあい活動を進めていくには、多くのご支援と参加が欠かせません。

みなさまからお寄せいただく賛助会費はお住まいの各地区社会福祉協議会と旭区社会福祉協議会の貴重な活動財源として、身近な地域で行われる福祉保健活動に活用いたします。

なお、賛助会費の取りまとめは、各地区社会福祉協議会が中心に行います。

また、個人だけでなく法人や企業等の賛助会費も募集していますので、下記までお問い合わせください。

賛助会費は任意であり、強制ではありません。旭区の地域福祉がより充実したものになるようあたたかいご支援をよろしくお願いします。

令和6年度
旭区社会福祉協議会に
お寄せいただいた
賛助会費は
5,136,500円
でした。
ありがとうございました！



あさひまる

社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内

TEL 045-392-1123 FAX 045-392-0222

E-mail asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp ホームページ <https://www.palletasahi.jp/>

HPは
こちらから



都市計画手続 及び 環境影響評価手続のこれまでの経緯と今後の予定

旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業は、環境影響評価の対象となっており、都市計画及び環境影響評価手続を併せて行います。

都市計画手続の流れ

事前説明会【令和7年9月】



*1 都市計画に対する意見書の受付：関係住民及び利害関係人は、意見書を提出することができます。

*2 準備書に対する意見書の受付：環境保全の見地からの意見を有する者は、意見書を提出することができます。

*3 意見陳述申出受付

：対象地域内に居住する者等は、意見陳述の申出をすることができます。

都市計画市素案の縦覧及び公述申出の受付

期間	令和8年3月13日（金）から令和8年3月27日（金）まで（土・日・祝日は除く）
----	---

縦覧場所	横浜市建築局都市計画課（受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで）
------	--------------------------------------

※横浜市ウェブサイトで都市計画市素案の概要を御覧になれます。

公述申出	縦覧期間中、関係住民及び利害関係人は、市素案に対して公開の場で意見を述べる機会である「公聴会」における公述の申出ができます。（横浜市電子申請システムから提出又は都市計画課へ持参または郵送（期間内必着）） ※公述申出書の様式は自由です。（住所・連絡先・氏名・案件名及び意見の要旨を御記載ください。） ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。
------	--

公聴会の日時及び会場（公述申出があった場合に開催）

日時	令和8年5月8日（金）午後7時開始
----	-------------------

会場	瀬谷公会堂 講堂（瀬谷区ニツ橋町190）
----	----------------------

その他	公聴会開催の有無は、4月1日（水）以降に横浜市ウェブサイトで御確認いただくか、横浜市建築局都市計画課（045-671-2657）に電話でお問い合わせください。 「公聴会における公述意見の要旨と市の考え方」については後日、横浜市ウェブサイトで公表します。
-----	---

令和7年9月に実施した事前説明会の資料については、横浜市ウェブサイトをご覧ください。

新たなIC で検索

横浜市からのお知らせ

区連会 資料3－3

令和8年2月



都市計画市素案説明会のお知らせ

～横浜上瀬谷インター線、上川井瀬谷3号線の都市計画変更（追加）について～

位置図



横浜市では、旧上瀬谷通信施設地区に整備を計画している広域防災拠点の機能を最大限に発揮するとともに、市民の暮らしや経済の活性化に繋がる安定的な物流の確保を目指し、東名高速道路と同地区を直結するインターチェンジの整備に向けた検討を進めています。

このたび、『1・3・4号横浜上瀬谷インター線』及び、接続する『3・1・9号上川井瀬谷3号線』の都市計画市素案を作成しましたので、都市計画市素案の内容や今後の手続について、説明会を開催します。

都市計画市素案説明会の日時及び会場

日時	第1回 説明会（瀬谷区）	第2回 説明会（旭区）
	令和8年3月15日（日） 19時00分～20時30分（予定）（開場18時30分）	令和8年3月17日（火） 19時00分～20時30分（予定）（開場18時30分）
会場	瀬谷公会堂 講堂（瀬谷区ニツ橋町190） 	旭公会堂 講堂（旭区鶴ヶ峰1-4-12）
	※説明内容は動画配信と同じです。また、各回とも説明内容は同じです。 ※申込は不要です。直接会場へお越しください。（満席の場合はご参加いただけませんのでご了承ください） ※ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。なお、駐車場は有料となりますのでご注意ください。	
備考	※説明内容は動画配信と同じです。また、各回とも説明内容は同じです。 ※申込は不要です。直接会場へお越しください。（満席の場合はご参加いただけませんのでご了承ください） ※ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。なお、駐車場は有料となりますのでご注意ください。	
	令和8年3月13日（金）から令和8年3月27日（金）まで	
動画配信	横浜市ウェブサイト上での動画配信（音声付説明動画）	横浜市 市素案説明会 で検索
場所		

お問合せ先

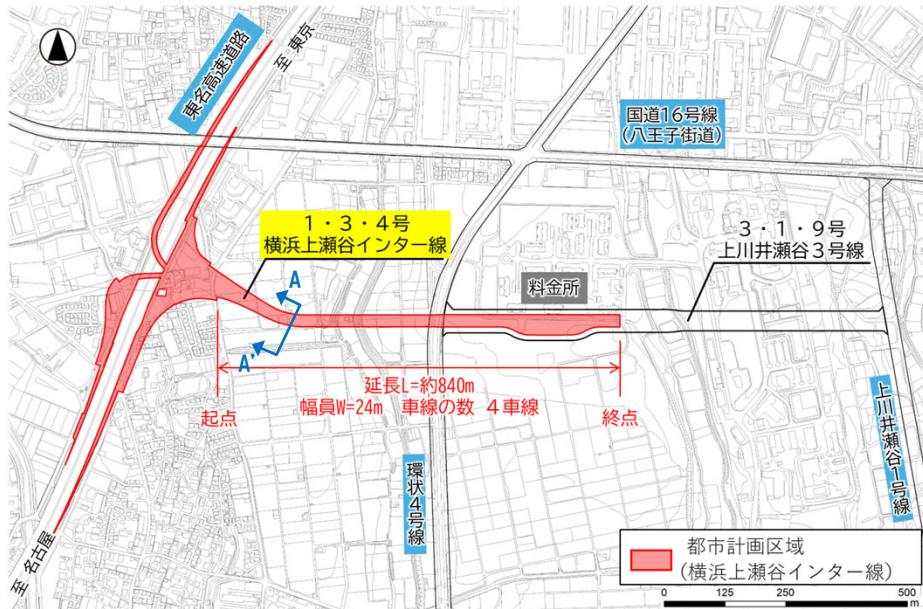
事業内容に関すること	横浜市 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 上瀬谷交通整備課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 30階 北側 TEL 045-671-4607 FAX: 045-550-4106 MAIL: da-kamikouic@city.yokohama.lg.jp
都市計画手続に関すること	横浜市 建築局 都市計画課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 25階 南側 TEL 045-671-2657 FAX: 045-550-4913 MAIL: kc-toshiikekaku@city.yokohama.lg.jp 市素案説明会 で検索 横浜市 市素案説明会 で検索 市素案縦覧・公聴会 で検索 横浜市 市素案縦覧 で検索

都市計画市素案の概要

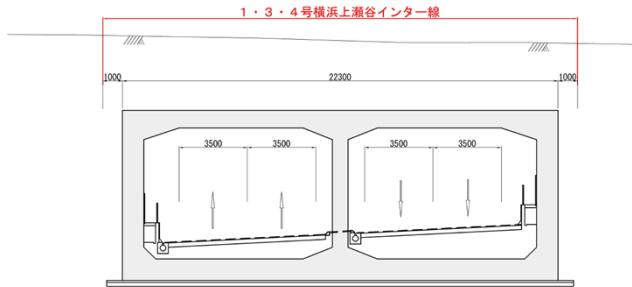
■ 1・3・4号横浜上瀬谷インター線

旧上瀬谷通信施設地区に整備を計画している広域防災拠点の機能を最大限に発揮するとともに、市民の暮らしや経済の活性化に繋がる安定的な物流の確保を目指し、東名高速道路と同地区を直結する1・3・4号横浜上瀬谷インター線を追加します。

1 横浜上瀬谷インター線 計画図



2 【参考】横浜上瀬谷インター線 断面図 (A-A' 断面)



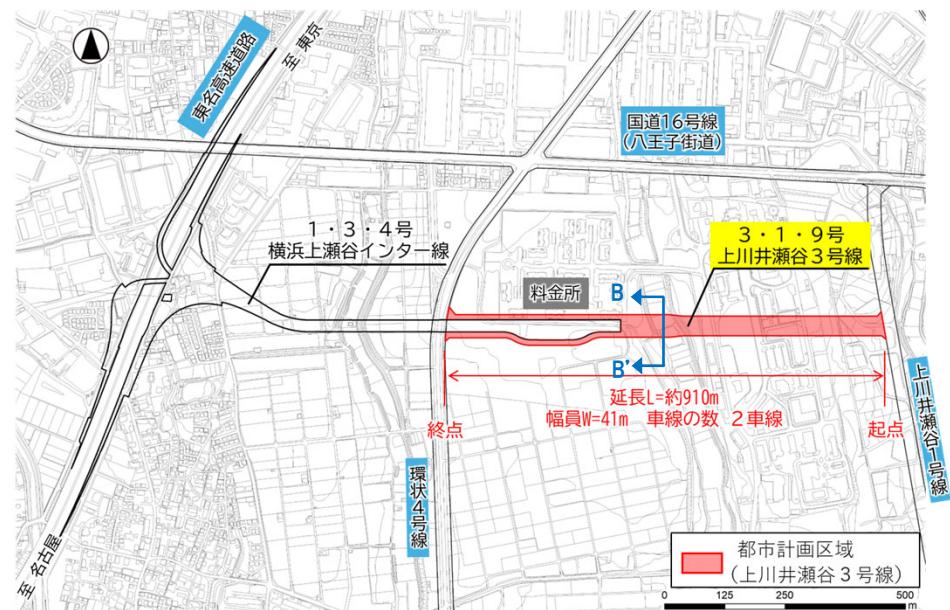
3 道路の変更（追加） 道路構造・規格

種別	名称		位置			区域
	番号	道路名	起点	終点	主な経由地	
自動車専用道路	1・3・4	横浜上瀬谷インター線	瀬谷区瀬谷町	瀬谷区瀬谷町	—	約840m
構造						
構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造			
地表式・地下式	4車線	24m (24~41m)	幹線街路と立体交差1箇所 幹線街路上川井瀬谷3号線と平面交差			

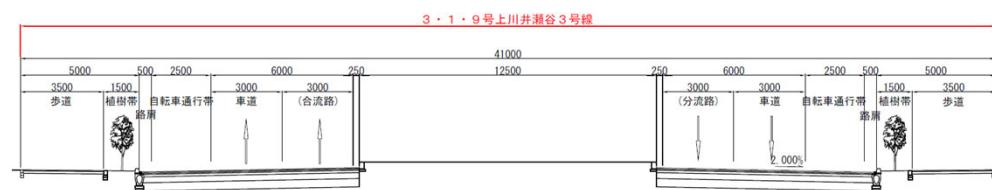
■ 3・1・9号上川井瀬谷3号線

本道路に接続する、1・3・4号横浜上瀬谷インター線の計画が具体化したことから、旧上瀬谷通信施設地区における土地利用転換に伴う交通需要に対応するため、同地区内に3・1・9号上川井瀬谷3号線を追加します。

4 上川井瀬谷3号線 計画図



5 【参考】上川井瀬谷3号線 断面図 (B-B' 断面)



6 道路の変更（追加） 道路構造・規格

種別	名称		位置			区域
	番号	道路名	起点	終点	主な経由地	
幹線街路	3・1・9	上川井瀬谷3号線	旭区上川井町	瀬谷区瀬谷町	—	約910m
構造						
構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造			
地表式	2車線	41m	自動車専用道路横浜上瀬谷インター線と平面交差 幹線街路と平面交差2箇所			

区連会 資料 3－4

焼却工場の休止について（情報提供）

ごみ量の将来推計に基づき、令和9年度末に旭工場を休止します。これにより、市内の焼却工場は、4工場から3工場体制へ移行します。

なお、敷地内にある旭区内の家庭ごみ等の収集を担う旭事務所は引き続き運営します。また、新保土ヶ谷工場が稼働するまでの約3年間は、工場棟内での粗大ごみの破碎処理を引き続き行います。そのため、収集車の出入りは継続します。

【焼却工場一覧】

	工場名（最大能力）	竣工年	備考
稼働中	都筑工場(1,200t/日)	S59.3	長寿命化対策工事済（H26～29年度）
	鶴見工場(1,200t/日)	H7.3	長寿命化対策工事済（H30～R4年度）
	旭工場(540t/日)	H11.3	令和9年度末に休止
	金沢工場(1,200t/日)	H13.3	長寿命化対策工事中（R6～R10年度）
再整備中	保土ヶ谷工場(1,050t/日)	R13.3末 (予定)	現在、建替え整備中

【焼却工場配置図】



令和8年2月18日

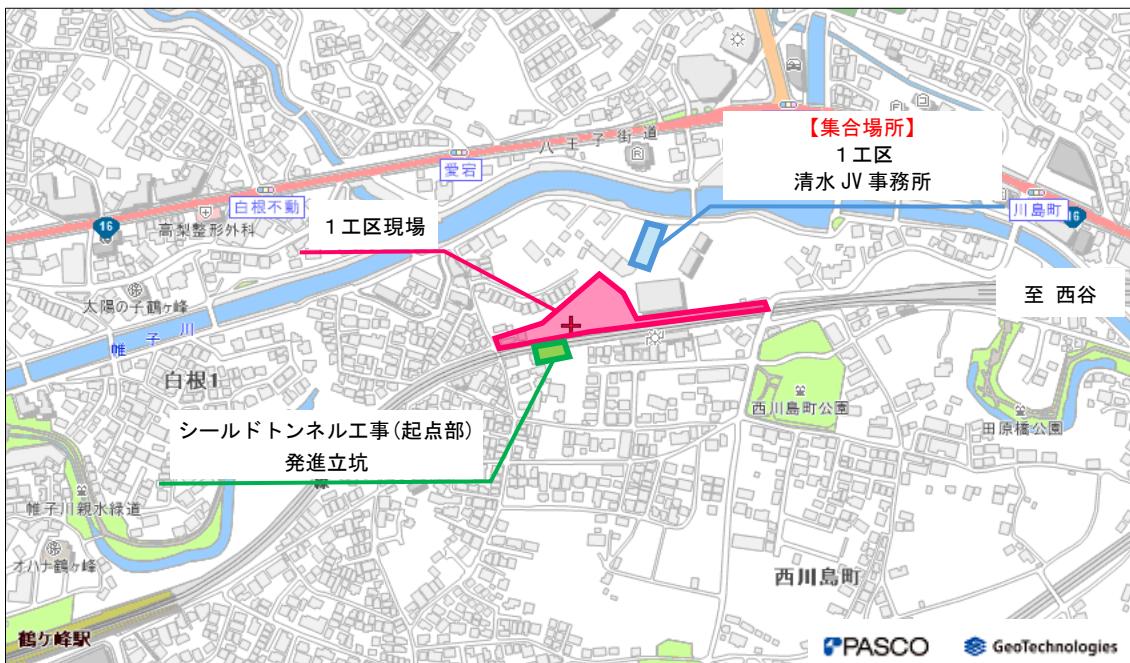
相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の現地視察について

1 趣旨

相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業について、令和7年12月よりシールドマシンの現地組立てを開始し、3月末頃にはマシンの外観を確認いただける見込みです。つきましては、下記のとおり、地域の皆様を対象とした現地視察を開催させていただきます。

2 開催概要

- (1) 日 時：令和8年3月25日（水）10時から11時30分
- (2) 集合場所：鶴ヶ峰駅付近連続立体交差事業 1工区 清水JV事務所
住所：〒241-0012 神奈川県横浜市旭区西川島町10-2
※駐車場及び駐輪場のご用意がございません。
現場までは徒歩でお越しいただきますようお願いします。



3 当日の流れ

- 10:00～10:30：事業概要・現場状況説明
- 10:30～11:30：1工区現地視察
- 11:30 : 解散

3 ご視察の皆様

- (a) 連立事業隣接外の14連合連長 各連合1名
- (b) 連立事業隣接連合 各連合5名まで（令和8年1月末にご案内させていただきました。）
鶴ヶ峰地区町内会連合会、白根地区町内会自治会連合会、二俣川地区連合自治会、
旭中央地区連合町内会、旭南部地区連合自治会

4 参加確認（ご返信をお願いします）

別紙「参加確認表」にご記名の上、下記までご提出をお願いします。

- ・提出先：旭区区政推進課窓口（旭区役所2階）または返信用封筒によりご提出ください。

電話：045-954-6026

メール：as-kikaku@city.yokohama.lg.jp

- ・提出期限：令和8年3月6日（金）

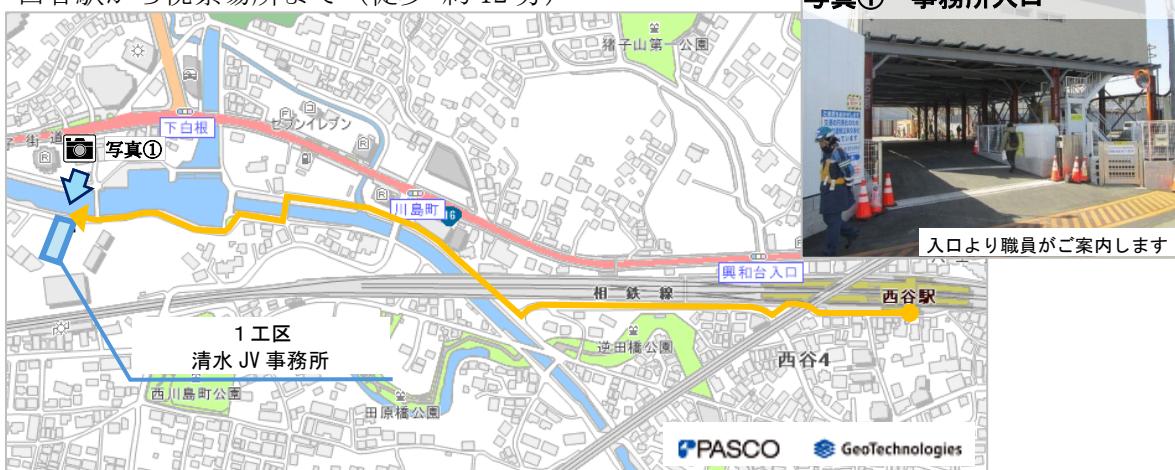
- ・参加者人数：1名まで

5 その他

- (a) 現場内は狭く、階段の昇り降りがありますのでご留意ください。
- (b) 動きやすい服装でお越しください。
- (c) 駐車場及び駐輪場はございません。現場までは徒歩でお越しください。
- (d) ヘルメット、軍手等は、現場でご用意させていただきます。
- (e) 雨天等による中止のご連絡は、前日正午までにお電話またはメールでご連絡します。

6 現地までのルート

- (1) 西谷駅から視察場所まで（徒歩 約12分）



- (2) 鶴ヶ峰駅から視察場所まで（徒歩 約14分）



【連絡先】

◇横浜市道路局建設部建設課

電話：045-671-2792 e-mail：do-tetsudou@city.yokohama.lg.jp

◇相模鉄道(株)施設部建設課

電話：045-520-4331

相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の現地視察 参加確認表

視察日時：令和8年3月25日（水）10時から11時30分

連合名：_____（←連合名のご記入をお願いします）

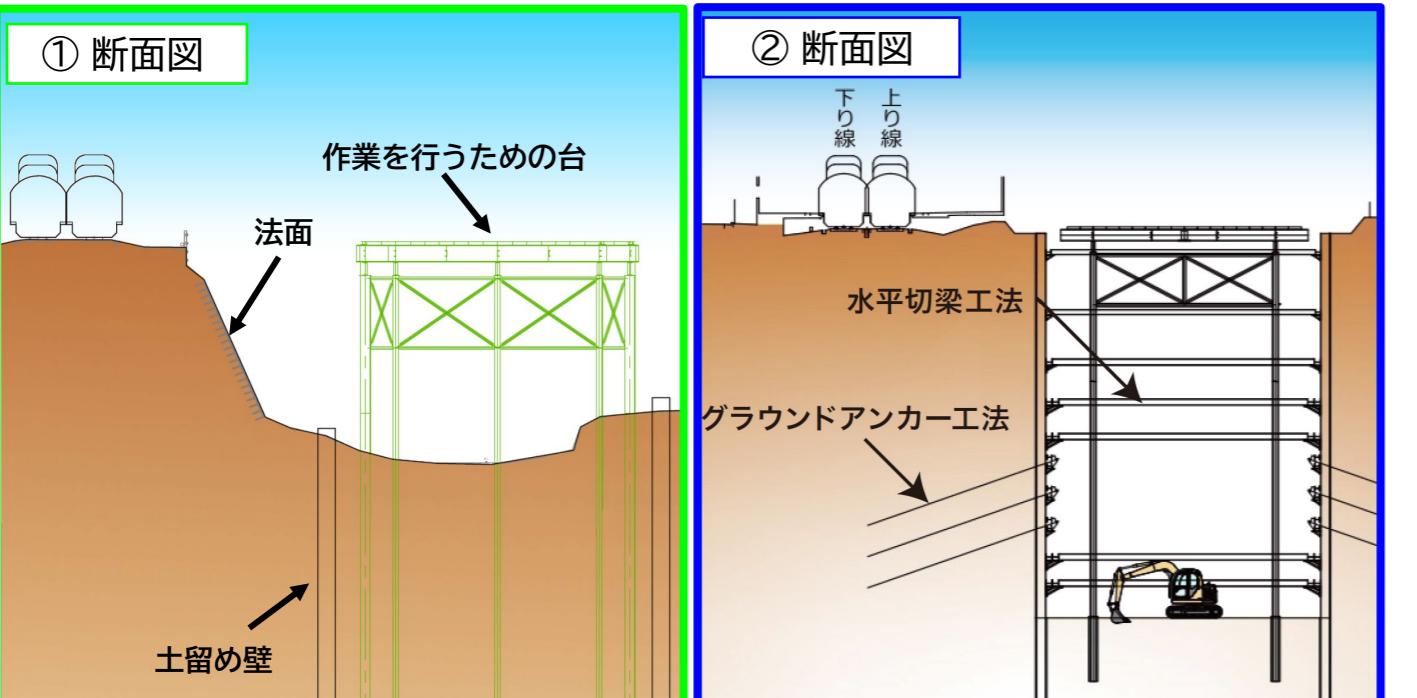
提出先：横浜市旭区区政推進課または返信用封筒により、ご提出をお願いします。

	氏名	電話番号	メールアドレス	備考
1				

【問合せ先】
横浜市道路局建設課
電話：045-671-2792

今はどんな工事を行っているの？

現在、駅ホーム北側では掘削工事を進めています。親水緑道では法面工事が概ね完了し、今後、掘削作業を進めるために土留め壁の打設や作業を行うための台を造る予定です。駅全体で掘削する土の量は約110,000m³で、小学校の25mプールで例えると約400杯分の量になります。



第2工区と事業全体の主なスケジュール（予定）



お問い合わせ

【事業に関するご質問】横浜市 道路局 建設部 建設課（鉄道交差調整担当）

TEL: 045-671-2792 / FAX: 045-663-8993 / E-mail: do-tetsudou@city.yokohama.lg.jp

【工事に関するご質問】相模鉄道株式会社 施設部 建設課

TEL: 045-520-4331 / FAX: 045-520-4337 / URL: <https://www.sotetsu.co.jp/support/>

鶴ヶ峰連立 検索



工事説明会の資料

【発行】横浜市道路局・相模鉄道株式会社

区連会 資料3－6

令和8年2月

【第12号】

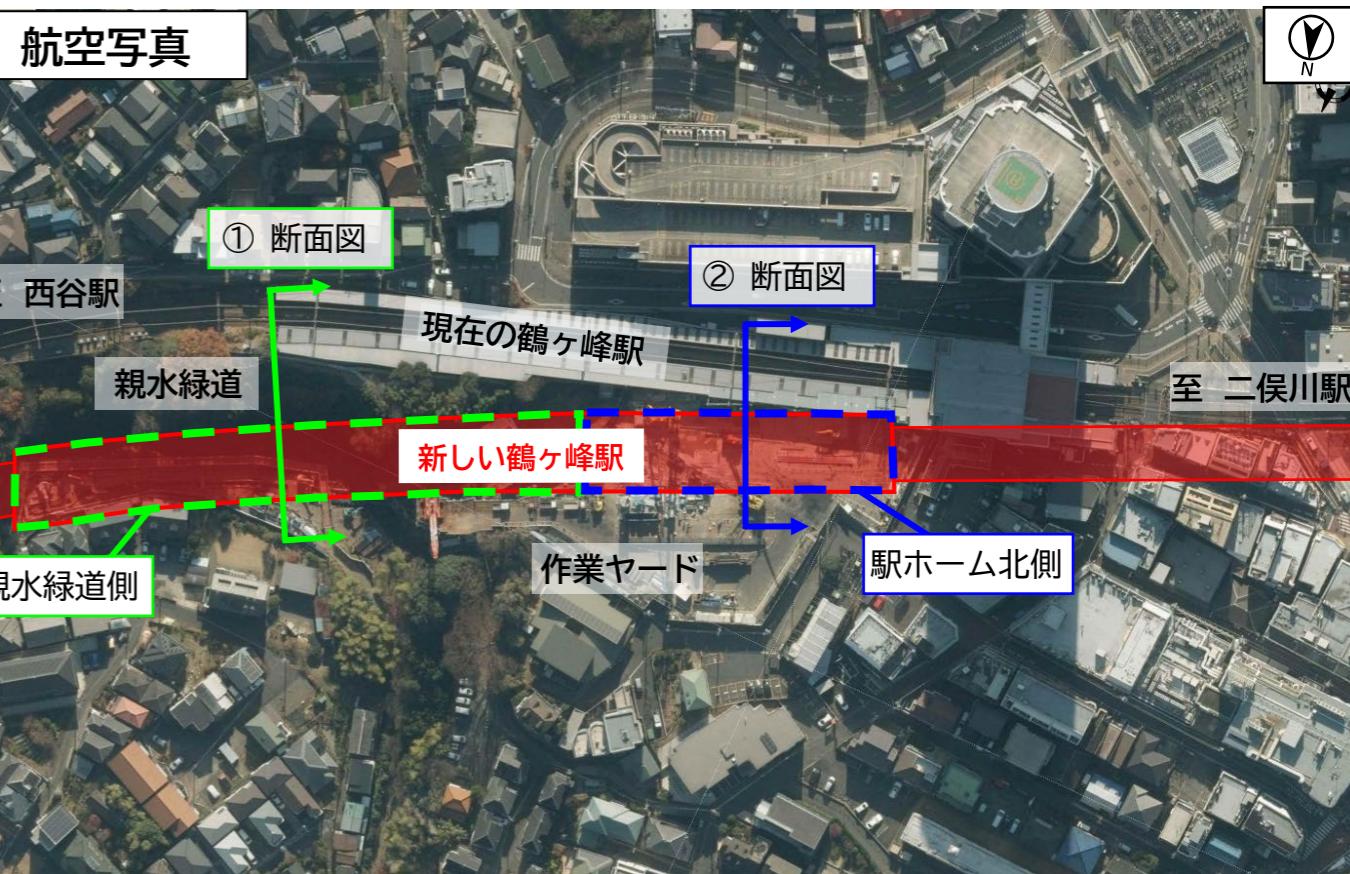
鶴ヶ峰連立News

鶴ヶ峰駅付近の連続立体交差事業は、西谷駅から二俣川駅間において、鉄道を地下化することにより10箇所の踏切をなくし、「交通渋滞の解消」「歩行者の安全性の向上」「鉄道に分断された地域の一体化」等を図る事業です。

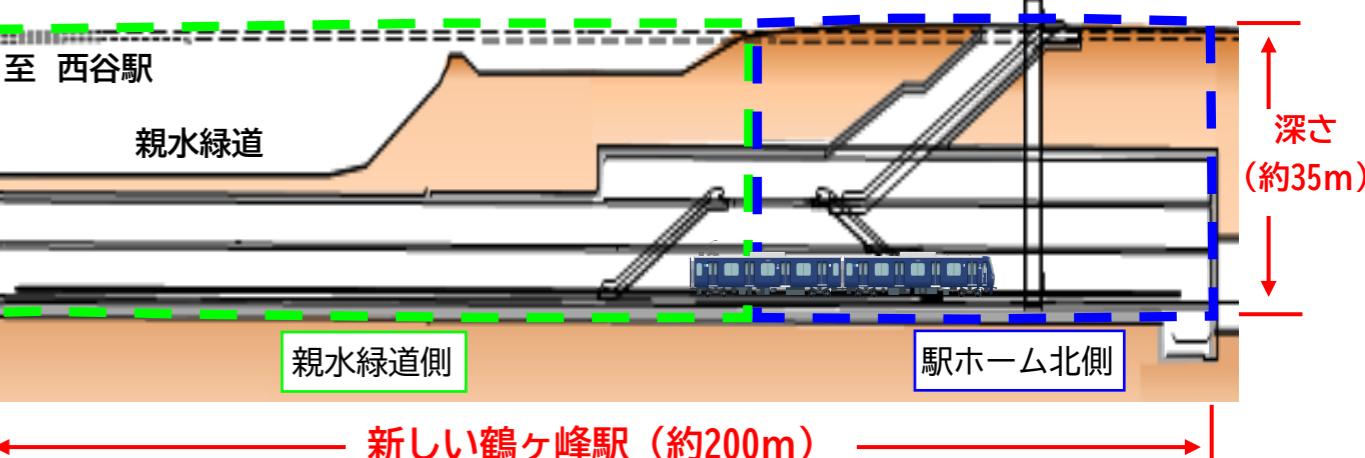
第12号では、地下駅となる新しい鶴ヶ峰駅の工事の様子について紹介します。

新しい鶴ヶ峰駅はどこにできるの？

新しい鶴ヶ峰駅は、現在の駅ホーム北側から、帷子川親水緑道の地下にかけて建設します。駅の全長は約200mで、一番深いところで地上から約35mの深さにホームができる予定です。詳細については、今後お知らせしていきます。



縦断図(参考図)

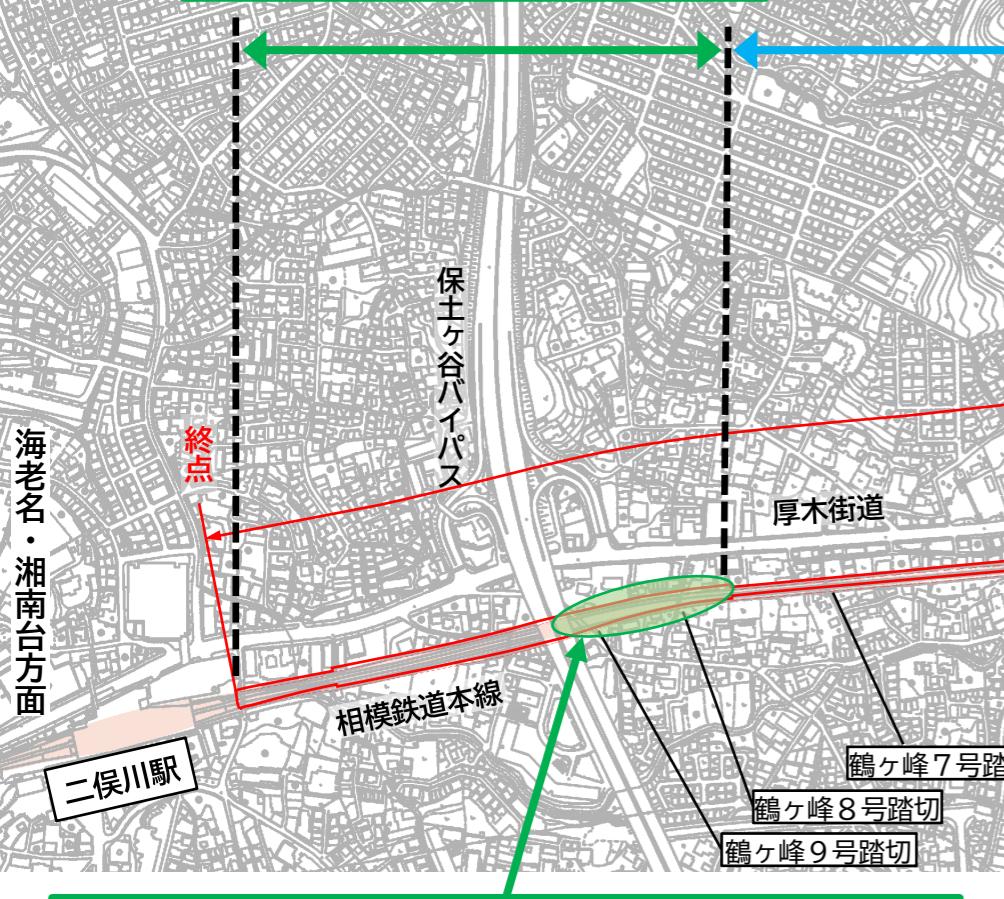


*新しい鶴ヶ峰駅の詳細な構造については、現在検討中です。

各工区の工事進捗状況

第3工区（開削区間）

前田・西松・東洋・松尾 建設共同企業体



第3工区
【工事桁を架ける準備作業を実施しています】



線路の真下を掘削してトンネルを作るため、工事期間中に線路を支える工事桁の準備作業を行っています。列車が走っている時間では作業ができないため、終電後から始発までの間、線路内で重機を使用し作業を行っています。

近隣にお住まいの方などの安全と環境に十分配慮して、工事を進めています。

【3工区】前田・西松・東洋・松尾JV

電話：045-744-9125

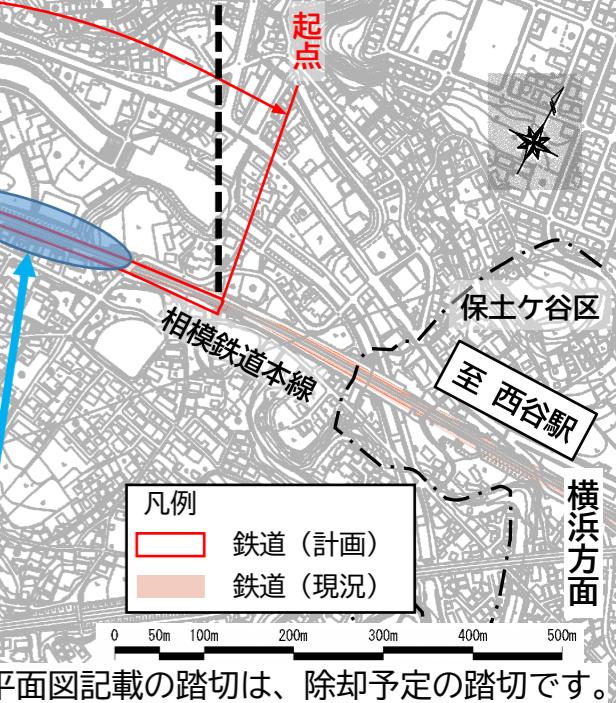
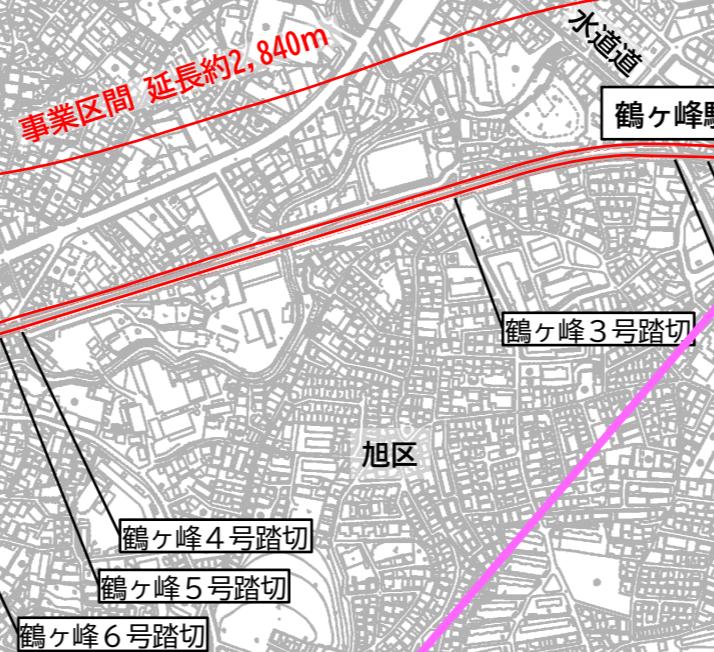
第1工区（開削区間・シールドトンネル区間）

清水・五洋・鴻池・坪井・奈良 建設共同企業体

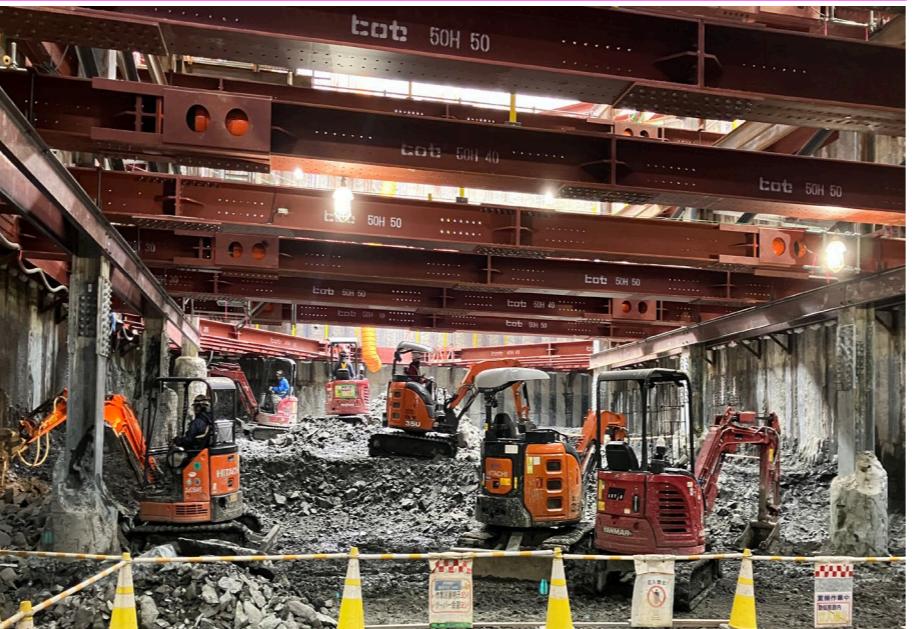
国道16号

事業区間 延長約2,840m

第2工区（鶴ヶ峰駅部）
大林・鉄建・京王横浜・馬淵・京成 建設共同企業体



第2工区
【駅部の掘削を進めています】



二俣川方の地下では、地下駅部分を建設するために掘削作業を進めています。地下では作業スペースが狭いため写真のように小さな機械を複数台使用して掘削作業を行っています。現在は約16mの深さまで掘削が進んでいます。

近隣にお住まいの方や鶴ヶ峰駅を利用する方などの安全と環境に十分配慮し工事を進めていきます。

【2工区】大林・鉄建・京王横浜・馬淵・京成JV

電話：045-744-8971

第1工区
【発進立坑の掘削が完了しました】



シールドマシンが発進するための立坑を掘り終え、令和7年12月からこの場所で、シールドマシンを組み立て始めています。令和8年3月にはシールドマシンの大枠が組み上がる予定となっています。

近隣にお住まいの方などの安全と環境に十分配慮して、工事を進めていきます。

【1工区】清水・五洋・鴻池・坪井・奈良JV

電話：045-442-5240

民生委員・児童委員の担い手確保の試行取組について（情報提供）

1 お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきください。

地域での候補者の人選に代わるものではなく、応募者が居住する地域（町内会）へは区から個別にご連絡・ご説明しますので、単位会長へのご周知は不要です。

2 試行取組の概要

民生委員・児童委員（主任児童委員含む。以下「民生委員」）の担い手確保の取組のひとつとして、令和8年7月の欠員地区等の補充において、地域での候補者の人選と並行した、横浜市職員を対象とする候補者募集を試行します。

具体的には、横浜市職員用のWEBページを活用し、旭区在住の横浜市職員を対象に、民生委員として活動可能な職員を募集し、応募者の情報を地域につなぎます。

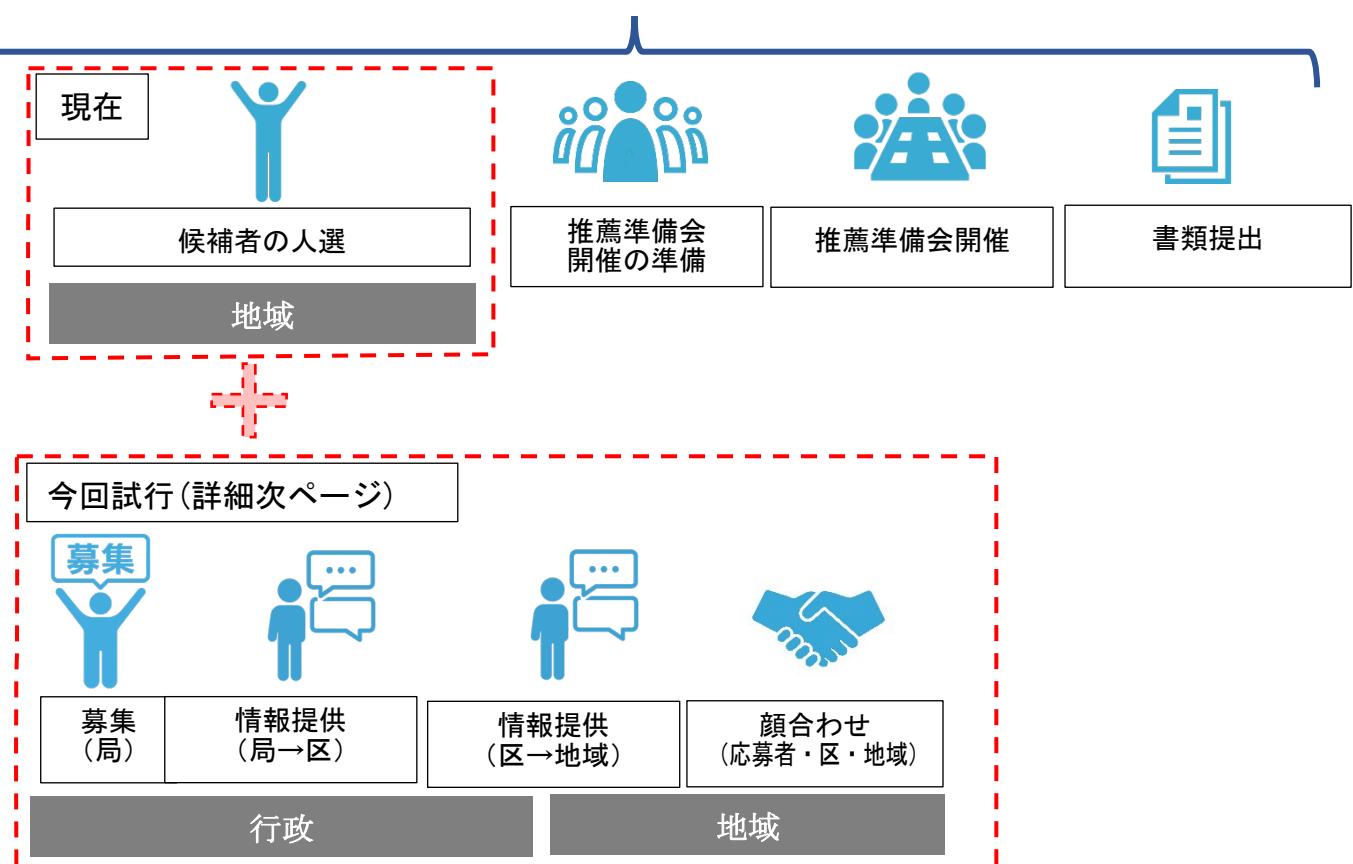
3 背景

令和7年12月の一斉改選では、多大なるご協力をいただいたところですが、共働き世帯の増加やフルタイム就労期間の長期化など、地域の担い手となる方たちのライフスタイルは多様化しています。こうした中、民生委員^(※1)については、活動の負担軽減と合わせてより幅広く担い手確保の取組を進めたいと考えています。

※1 非常勤特別職の公務員である民生委員は、身近な公務員である自治体職員の職務と親和性が高く、潜在的な担い手層（候補者）となる可能性があります。

4 推薦の流れ

従来どおり



【市職員の希望者をつなぐ流れ（案）】

- ① 横浜市職員用のWEBページを見た、旭区在住の市職員が応募
↓
- ② 区役所と局で市職員の基礎情報（居住地域・連絡先等）を確認
↓
- ③ 区役所で居住地域が欠員地区か確認^(※2)
↓ （※2）欠員ではない地区に居住の職員から応募があった場合、地区民児協内の欠員状況や欠員地域の意向などを踏まえ、居住地以外からの推薦特例が適用可能か検討。
↓
- ④ 地区民児協会長と市職員、区役所で顔合わせ
↓
- ⑤ 担当地区的自治会町内会と市職員、区役所で顔合わせ
↓
- ⑥ 自治会町内会として推薦の可否を決定

5 試行スケジュール

本日（2月18日）	旭区連合自治会町内会連絡協議会へ毎年の欠員補充依頼と併せて情報提供
2月24日～	募集開始
～5月上旬	地区推薦準備会開催
5月中旬	区より市推薦会に候補者内申
6月上中旬	市推薦会開催、厚生労働大臣あて推薦
7月1日	委嘱

【担当】

旭区福祉保健課 高森、國枝、鈴木
電話：954-6101 FAX：953-7713

区連会 資料3-8

旭地振第2034号
令和8年2月18日

旭区自治会町内会長 各位

旭区役所地域振興課
資源化推進担当課長

旭区花いっぱい事業における春の花苗配布の申請について（事業説明）

日頃から、「旭区花いっぱい事業」の推進及び「GREEN×EXPO 2027に向けた機運醸成」に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、公園や歩道など公共の場所での花植えを積極的に進めている自治会町内会に対して、花と緑に親しむきれいな街づくりと、ポイ捨てや不法投棄ができない環境づくりを目的として、区役所から花苗の配布を予定しています。

花苗の配布を希望する団体は、横浜市電子申請・届出システムから御申請いただくか、別紙「花苗配布申請書」を御提出くださいますようお願い申し上げます。

申請が多数の場合は、抽選とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、例年、申請漏れによりお渡しできないケースが発生しております。申請は毎回必要となりますので、お手続き漏れのないよう、ご注意ください。

○配布予定苗 マリーゴールド (13,000 ポット)

○配布上限数 各自治会町内会および各地区連合自治会町内会で4ケース以内
(1ケース 24 ポット入り)

※旭区花いっぱい活動推進者表彰を受けた団体は上限を超えて
申し込むことが可能です。詳細は個別に御連絡します。

○配 布 日 時 令和8年6月7日(日) 8:30~(予定)

※引渡し時間等については、後日郵送でお知らせいたします。

○配 布 場 所 資源循環局旭工場(旭区白根2-8-1)

○申 請 方 法

(1) 横浜市電子申請・届出サービスから申し込み

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/fc4b091a-a533-4c24-b727-0b373030a65c/start>

(2) 郵送・FAX・窓口で別紙「花苗配布申請書」の御提出

◎申 請 期 限

令和8年4月9日(木)必着

担当 旭区役所地域振興課

池上・樋口

TEL 954-6096

FAX 955-3341



花苗配布申請書（令和8年度春）

自治会町内会名	
担当者氏名	
担当者連絡先 (決定通知書 送付先)	〒 ----- TEL
申 請 数	(記載例) 1・2・3・④ ケース×24 ポット = 96 ポット ※1ケースは24ポットです。希望するケース数に○を付けてください。 1・2・3・4 ケース×24 ポット = ポット
植付け予定場所名称	
植付け予定場所住所	
植付け予定場所案内図 ※周囲の目印となる建物から道案内してください。	

FAXの場合、お手数ですが送信後、開庁時間内に御連絡下さい。

※誤送信、裏面送信・未送信等による申請漏れ防止のため

◎提出先 旭区役所地域振興課資源化推進担当
所在地 〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12
TEL 954-6096
FAX 955-3341

区連会 資料3－9

令和8年2月18日

地区連合自治会町内会長 様

旭区長

第30期横浜市青少年指導員旭区委嘱式について（依頼）

日頃から、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

また、第30期青少年指導員の推薦につきましても、格別の御高配を賜りお礼申し上げます。現在、御提出いただいた推薦書を集計し、下記のとおり第30期横浜市青少年指導員旭区委嘱式の準備を進めております。

つきましては、御多用のところ大変恐縮ですが、御出席賜りますようお願い申し上げます。出欠については、別添の出欠確認票にて3月19日（木）までにお知らせください。

1 日時

令和8年4月8日（水）午後7時から

受付は午後6時30分から

2 会場

旭公会堂 講堂

旭区鶴ヶ峰1-4-12（旭区総合庁舎4階）

【参考】

改選期日および任期

改選期日：令和8年4月1日

任 期：2年（令和8年4月1日～令和10年3月31日）

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係

吉田、中村（祐）

電話（954）6099

FAX（955）3341

令和8年3月19日（木）まで

宛先FAX 045-955-3341

旭区役所地域振興課生涯学習支援係 中村 行き

■ 第30期横浜市青少年指導員旭区委嘱式（令和8年4月8日（水））の御出席

1 御出席

2 御欠席

※ どちらかに○をお願いします。

地区連合名 _____

お名前 _____

区連会 資料 4-1

2026・2027年版旭区便利帖さんさんガイド発行について

旭区では、「旭区便利帖『さんさんガイド』」を隔年発行し、主に転入者を対象に配布しています。

この度、2026・2027年版を作成しましたので、情報提供させていただきます。

1 主な内容

- (1) 旭区の魅力紹介（2027年国際園芸博覧会、公園等の紹介、イベント情報 等）
- (2) 旭区の施設・行政サービス等の情報
- (3) その他旭区での生活に必要な情報等

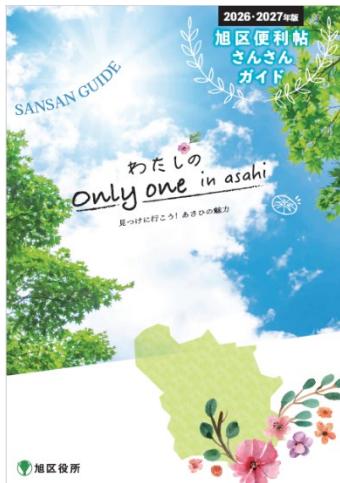
2 配布対象者

さんさんガイドは、主に来庁者・転入者向けに配布しています。転入された方には、配架場所（区役所正面入口の転入者向け情報コーナー）を転入手続きの際にご案内しています。

3 配布開始時期

2026・2027年版は、3月上旬に旭区役所1階1番窓口、二俣川行政サービスコーナー、各地区センター等で配布します。

表紙



担当：区政推進課広報相談係

福前、茂木、小泉

電話：954-6022

旭区防災講演会

自治会町内会・マンション管理組合の方へ
自地域の活動をより良くするためのアイデアをご紹介します！

**入場
無料**

日程

令和8年 3月11日(水)

時間

14:00～16:00(13:30開場)

会場

旭公会堂(旭区総合庁舎4階)

定員

400名

申込不要



※どなたでもお気軽にご入場いただけます。

講演内容

◆地震時に自分や家族のために地域でできること

～防災講座の事例報告～

講師：認定NPO法人かながわ311ネットワーク

◆避難所開設をスムーズにするためには

～男女共同参画の視点を取り入れた地域防災～

いづみ れいこ
講師：和泉 禮子 氏

(東希望が丘小学校地域防災拠点運営委員会委員長)

【お問合せ】

旭区総務課庶務係危機管理・地域防災担当

TEL:954-6007 FAX:951-3401

E-mail:as-anzen@city.yokohama.lg.jp

旭区

GREEN×EXPO 2027

開催 1年前 記念

あさひ

魅力発信フェスタ

IN 二俣川駅

3.14 土 10:00~15:00

あさひくん塗り絵ワークショップ
(事前申込不要)

Blooming RING 配布 (先着順)

GREEN×EXPO 2027
パネル展 & フォトスポット野菜等の販売
& まちなか健康チェック

100円以上お買い上げの方にはプレゼントあり！(先着150名)

スタンプラリー (先着順)



スタンプを4つ集めてあさひくんグッズをゲットしよう！

郵便局による特別な切手も限定販売予定！
ぜひ遊びに来てね！

連動企画

GREEN ACTION PROGRAM
ワークショップに参加して、相鉄ポイントに交換できる「グリーンアクションスタンプ」を貯めよう！

主催・お問い合わせ

旭区役所 区政推進課・福祉保健課・地域振興課

横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 email: as-kikaku@city.yokohama.lg.jp TEL:045-954-6027

共催：相鉄グループ

後援：GREEN×EXPO協会

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027